

# 原子力災害対策について

【総務省、外務省、農林水産省、環境省】

## 【提案・要望の具体的内容】

(原子力発電施設の災害対策について)

- 1 原子力施設及び地理的状況に応じたUPZとすること
- 2 地域住民の意見が反映できる体制を責任を持って構築すること
- 3 県域を越えた広域的連携に対する支援を行うこと
- 4 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと
- 5 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずること
- 6 情報開示を迅速に行い、科学的データによる安全性確保について責任ある説明を行うこと
- 7 玄海原子力発電所運転再開前に地域住民に対し説明を行なうこと
- 8 原子力安全協定の位置づけを明確化すること

(福島原発事故の影響について)

- 9 本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

(原子力艦の災害対策について)

- 10 応急対応範囲の見直しを行なうこと
- 11 防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと
- 12 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること



### 【1 原子力施設及び地理的状况に応じたUPZとすること】

#### ○原子力施設及び地理的状况に応じたUPZとは

原子力安全委員会は「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)の見直しを行なっていますが、EPZを「緊急時防護措置を準備する区域の範囲」(UPZ)とし、当面のめやすとしてその範囲を概ね30kmとしております。

しかし、原子力施設からの放射性物質の拡散は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の地形等に左右されます。特に海域においては遮蔽するものもなく、影響が広範囲に及ぶことも考慮のうえ、これらの条件を基に様々なシミュレーションを行い、UPZの見直しにあたっては原子力施設ごとに設定することを望みます。

### 【2 地域住民の意見が反映できる体制の構築について】

#### ○地域住民の意見が反映できる体制の構築とは

エネルギーの安定的な確保は国の責務であると考えます。UPZに含まれる地域の住民は、放射線に対する不安を常に抱えながら生活していかなければならず、地域住民の理解を得ることなく原子力施策は推進できません。

このため、常日頃から地域住民の意見を反映できる場が必要であり、これら意見を勘案のうえ、国が責任を持って運転再開等の判断を行う体制を構築することを望みます。

### 【3 県域を越えた広域的連携に対する支援について】

#### ○県域を越えた広域的連携とは

県及び市町が地域防災計画を策定するにあたっては、避難体制の確立が必要であり、避難にあたっては原子力発電所から遠くに逃げるのが基本となります。

この際に考慮すべきこととして、県境を越えての避難、特に島民の県外への避難等が生じますが、これまで県域を越えた防災計画は策定されなかったことに鑑み、国においては積極的な支援を行うことを望みます。

### 【4 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと】

#### ○原子力防災対策に必要な資機材等の配備とは

長崎県では防災対策を必要とする範囲を30kmに拡大した地域防災対策の見直しを行なっておりますが、これに伴い対象住民、防災関係機関及び防災要員が多数に及ぶことから、モニタリングポストを始めとした防災資機材等の整備を望みます。

### 【5 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策について】

#### ○安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策とは

原子力発電所の規制監督とその安全確保は国の責務であることから、早急に事故の検証を行い、その結果を踏まえ、安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずることを望みます。

### 【6 情報開示、科学的データによる安全性確保のための責任ある説明について】

#### ○安全性確保のための責任ある説明とは

原子力発電所におけるストレステストなど総合的安全評価を始めとしたこれまでの国の判断については、情報開示を迅速に行い、安全性の確保がなされているとの根拠を科学的データ等で明確に示し、責任ある説明を行なうことを望みます。

## 【7 玄海原子力発電所運転再開前の地域住民に対する説明について】

### ○運転再開前の地域住民への説明とは

長崎県は、玄海原子力発電所運転再開に関する地元説明会を開催してほしいとの要望を行なっておりますが、経済産業省からは「福島第一原子力発電所事故を受けて事業者を実施を指示した原子力発電所の安全確保策（緊急安全対策、シビアアクシデント対策）の内容及び総合的安全評価の結果等について、国としての見解をまとめた後、住民に対して説明を行いたい」との回答を頂いているところであります。

ひとたび原子力災害が発生した場合は、県民の生命・身体の安全はもとより、県内産業から県民の日常生活に至るまで広い範囲で多大な影響を被ることが懸念されるので、玄海原子力発電所運転再開前には地域住民に対し説明を行なうことを改めて望みます。

## 【8 原子力安全協定の位置づけの明確化について】

### ○原子力安全協定の位置づけの明確化とは

これまで立地自治体と電力事業者が締結していた「原子力発電所の安全確保に関する協定書」いわゆる安全協定の締結には法的根拠はなく、立地自治体と電力事業者との間で、立地の際の信頼関係に基づき締結する紳士協定であるとされてきました。

原子力発電所における平常時・異常時における通報等は、地域住民の安全確保のため、立地自治体のみならず隣接自治体等にも必要とされる情報であり、立地自治体とのみ締結する協定のあり方が見直される必要があります。

このようなことから、安全協定のあり方を検証し、法制化を含めた安全規制上の位置づけを明確化するよう望みます。

## 【9 規制緩和等の働きかけ強化について】

### ○本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化とは

日本からの海外への水産物輸出は、福島第一原子力発電所事故に関連し、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付が求められています。長崎魚市(株)の鮮魚輸出は平成23年5月31日から再開されましたが、県・長崎魚市では毎回の放射能検査や証明書の発行手続などの負担が生じており、規制の緩和が望まれます。特に、中国以外の多くの国では原産地証明のみで輸出が可能であることから、放射性物質検査の省略など規制緩和を強く望むものです。

日本産農林水産物等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、規制が緩和されるよう、関係国等への働きかけを強化し、客観的データ等に基づく信頼度の高い情報の発信力強化など、海外消費者等に向けた風評の払拭策強化を要望します。

## 【10 応急対応範囲の見直しについて】

### ○応急対応範囲の見直しとは

原子力発電所における災害対策については国がE P Zの見直しを行っておりますが、原子力艦の応急対応範囲については、国において未だ検討されておられません。福島第一原子力発電所事故における知見を踏まえ、原子力艦の災害対策においても応急対応範囲の見直しが必要であることから、国において早急に検討されるよう望みます。

## 【11 防災対策に必要な資機材等の配備について】

### ○防災対策に必要な資機材の整備とは

原子力艦の災害対策に備え、地域住民、防災関係機関及び防災要員等の活動に必要な防護服等の防災資機材について、国による整備を望みます。

【12 原子力艦の防災訓練に米軍が参加することについて】

○原子力艦の防災訓練に米軍が参加することとは

佐世保市では、原子力潜水艦が佐世保港内の赤崎岸壁に停泊中、異常な放射能値を検出したとの想定で、防災訓練を平成14年度から毎年度実施しておりますが、原子力潜水艦を所有する米軍は訓練に参加していません。

原子力艦の防災訓練を実効性あるものとするため、米軍の訓練参加を強く望みます。



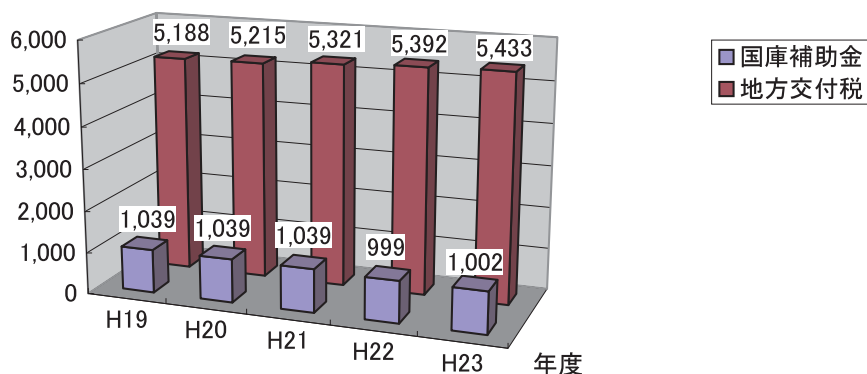
# 私学助成の充実強化について

【文部科学省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、さらなる財政支援を図ること
  - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
  - (2) 私学振興のため、地方交付税措置の充実を図ること
  - (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた補助金の特別加算措置を設けること
- 2 高等学校における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を図ること

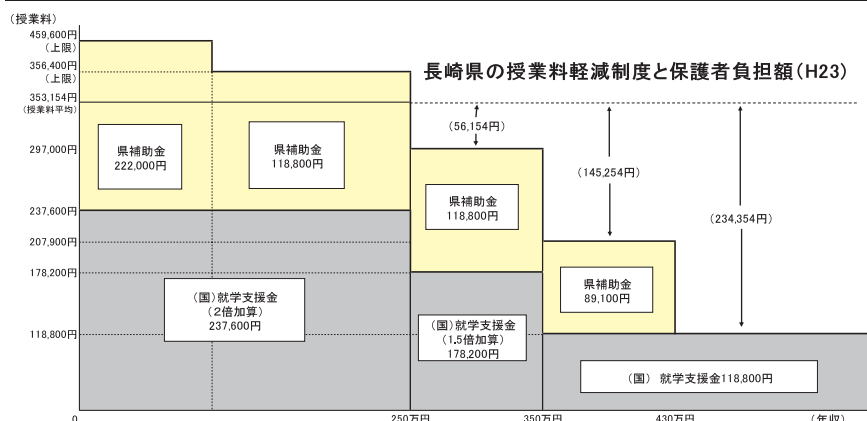
単位：億円 私立高等学校等の経常費助成に係る財源総額の推移



国の生徒一人当たり補助単価の推移

(単位：円)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	
高等学校	国庫補助金	51,960	52,325	52,743	52,743	52,905
	地方交付税	241,600	242,800	248,200	253,400	255,900
	計	293,560	295,125	300,943	306,143	308,805
中学校	国庫補助金	45,546	45,726	45,772	45,772	46,087
	地方交付税	240,900	242,300	247,900	253,100	255,400
	計	286,446	288,026	293,672	298,872	301,487
小学校	国庫補助金	43,898	44,072	44,116	44,116	44,487
	地方交付税	240,900	242,300	247,900	253,100	255,400
	計	284,798	286,372	292,016	297,216	299,887
幼稚園	国庫補助金	22,252	22,408	22,587	22,587	22,619
	地方交付税	138,400	140,200	144,400	146,800	148,600
	計	160,652	162,608	166,987	169,387	171,219



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・ 私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の3割、幼稚園児の8割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- ・ しかし、少子化の進行や長引く景気の低迷など、私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- ・ また、平成22年4月より施行された公立高等学校に係る授業料の不徴収に伴い、私立高等学校等については高等学校等就学支援金が措置されましたが、公私間の保護者負担格差が依然として残っており、授業料の格差は無限大に広がっています。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**◆私立高等学校等経常費助成費補助金の交付方法**

- ・ 国から交付される国庫補助金は、各都道府県の生徒一人当たり補助単価に定員内実員を乗じた額に、圧縮率（国庫補助総額に対する各都道府県の補助総額の割合）を乗じた額とされています。圧縮率は全国の補助総額に左右されるため、県単独予算で一人当たり補助単価を引き上げても、直ちに国庫補助金の増額交付につながるとは限りません。
- ・ 私立学校への経常費補助金を底上げするには、国庫補助総額の増額が必要です。

**◆地域の実情に応じた助成の加算措置について**

- ・ 長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持補修に多額の経費を必要としています。
- ・ 長崎県の私立高校は、生徒数500人未満が全体の36%を占めており、100人未満の小規模校が4校と九州で最も多くなっています。本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
- ・ 小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱ではありますが、公教育の重要な役割を担っており、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。

**◆高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充について**

- ・ 長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成23年度平均で353,154円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乘せし、年収430万円未満程度の世帯まで助成対象としていますが、それ以外の世帯は平均234,354円の保護者負担が残ることから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の支援金制度の大幅な拡充が必要です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園を含む）の増額を望みます。
- ・ 私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- ・ 歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の特殊事情に配慮し、これらの私立学校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。
- ・ 高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況を改善し、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- ・ 私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化などへの学校施設・設備整備を促進することができます。
- ・ 授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担軽減につながるすることができます。
- ・ 家庭の状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路選択することができます。

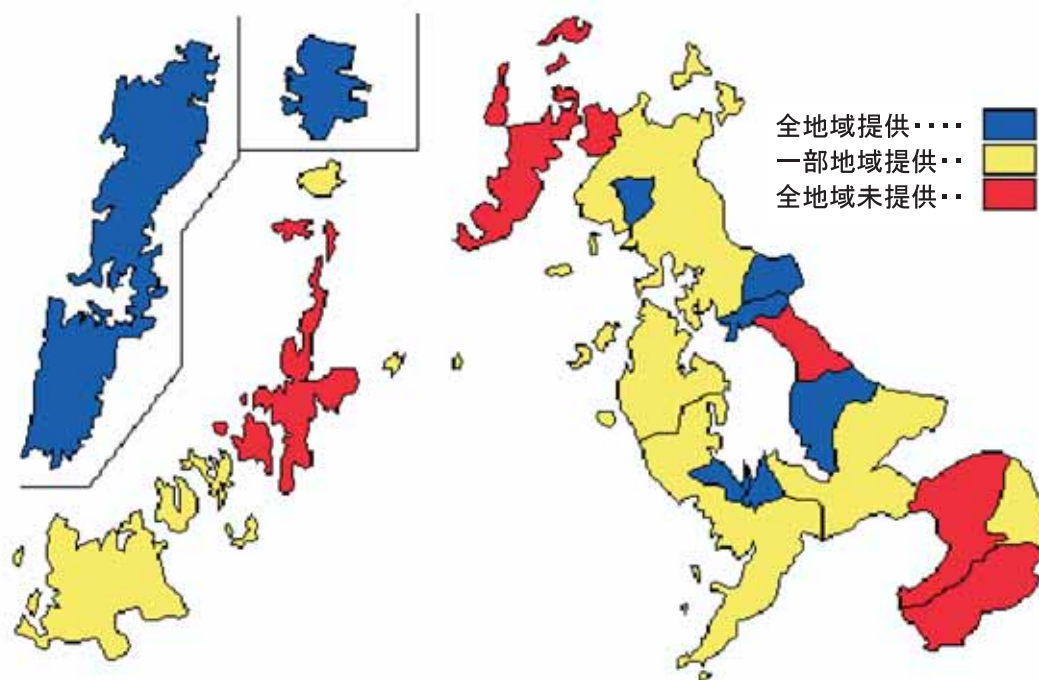
# 高速情報通信網の整備・維持及びテレビ難視聴の解消に係る支援策の充実強化について

【総務省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 条件不利地域における超高速ブロードバンド環境を実現するため、投資インセンティブとして電気通信事業者が行うサービス提供に必要な設備投資への直接的な財政支援制度を創設すること
- 2 条件不利地域においても携帯電話やブロードバンドサービスが安定的に確保されるための支援施策を創設すること
- 3 地上デジタル放送移行に伴う緊急避難的措置に係る恒久対策の確実な実現をはじめとしたテレビ難視聴対策を継続・拡充すること

## 県内における超高速ブロードバンド環境



超高速ブロードバンド世帯カバー率  
長崎県：78.6%（全国：95.1%）  
※平成23年9月末現在  
※超高速ブロードバンド：FTTH、下り30Mbps以上のケーブルインターネット  
（総務省）

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・ 人口の流出、高齢化の進展等が著しい地域においては、産業活性化や住民サービスの向上を図る上で、ICTを活用し、地理的ハンディキャップを解消することが大変重要です。離島等においてはブロードバンド環境が一定整備されたものの、人口減少などにより利用料収入の増加が見込まれず、安定的に維持することが危惧される状況にあります。
- ・ 地上デジタル放送移行に伴い、これまで受信できていたアナログ放送が視聴できない「新たな難視」地区のうち対策が進んでいない地区では、緊急避難的に衛星放送を視聴しています。  
また、「新たな難視」対策が進む一方で、アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区が存在し、不公平感が生じています。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・ 地域づくりや県民の利便性向上の観点から、超高速ブロードバンド環境の整備が課題となっておりますが、初期投資及び整備後の維持管理に多額の費用が必要であり、投資採算性の問題から、電気通信事業者による自主的な基盤整備は見込めない状況にあります。
- ・ 携帯電話不感エリアについては、ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から整備が進まない地域が存在し、既にブロードバンドや携帯電話が整備された地域においても同様の問題からその維持が危惧されています。
- ・ テレビ難視聴対策としての共聴施設等の設置については新設・維持管理費が、またケーブルテレビへの加入については利用料が住民の負担となっております。また、緊急避難的な衛星放送は東京地区の放送を送信することから、地域住民に必要な災害情報等が提供されません。
- ・ アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区の難視解消も図る必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

○直接的な財政支援制度の創設とは

超高速ブロードバンドサービスについては、将来的なサービス継続の観点から、運用にノウハウを持つ電気通信事業者の投資インセンティブを高め、整備を促進するための補助制度の創設を望みます。

○条件不利地域においてもサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設とは

携帯電話不感エリアの環境整備促進と携帯電話やブロードバンドの安定的なサービス提供を維持し、地域間格差是正のため、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設を望みます。

○テレビ難視聴対策の継続・拡充とは

「新たな難視」対策に係る上記の住民負担の軽減を図るために支援制度を創設すること、衛星放送による緊急避難的な難視聴対策を講じている地区においては、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること、難視聴解消を目的とする施設の整備に対する支援の継続拡充を図ることを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 前頁における超高速ブロードバンド環境の一部提供地域及び全未提供地域での環境が整備され、教育、危機管理、福祉をはじめとする様々な場面での利活用が可能となり、また、携帯電話不感エリア（対馬市、五島市、西海市）の解消が促進されるなど、住民生活の利便性向上を図ることができます。
- ・ テレビ難視聴対策が促進され、身近な生活情報や、緊急・災害情報など生活に密着した情報が県下同一に提供されることにより、住民生活の利便性向上を図ることができます。

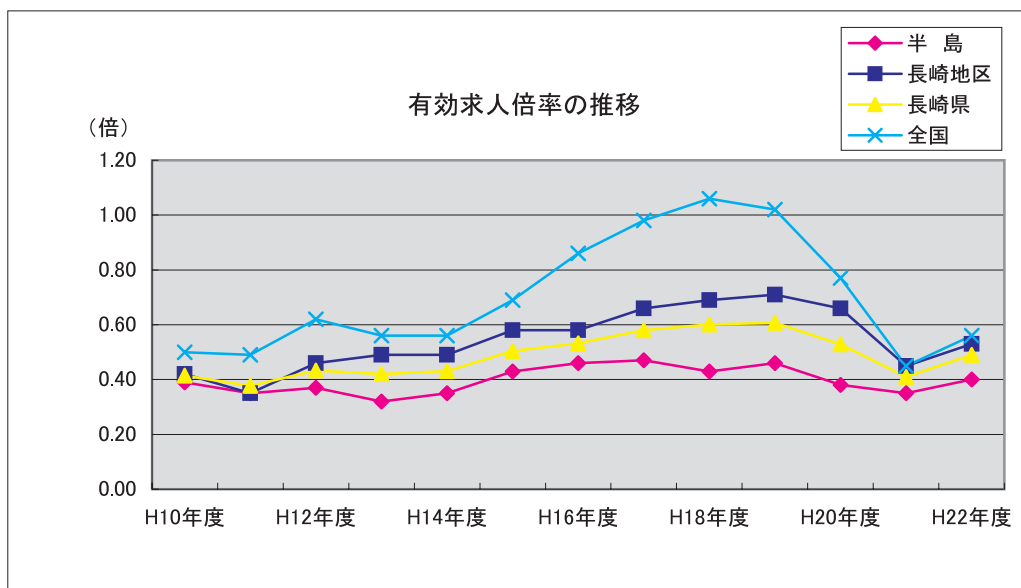
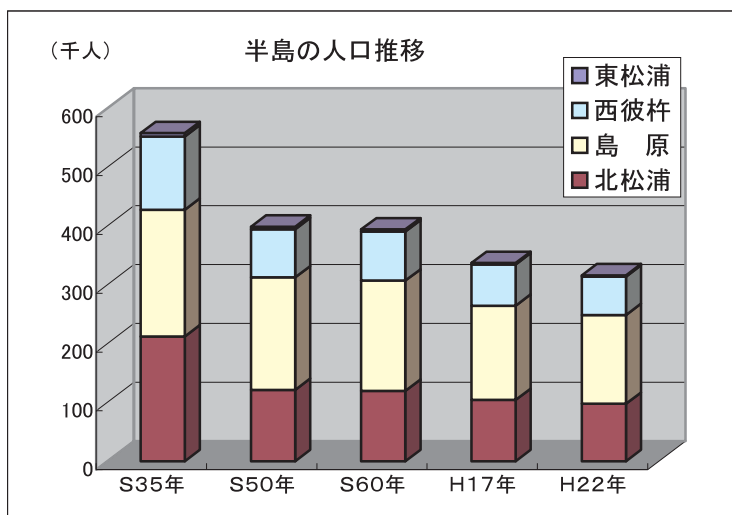


# 半島振興対策の充実について

【総務省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための財政等支援措置の充実を図ること
- 2 地方交付税措置の拡充など半島振興対策に係る地方財政措置の充実等による財源の確保を行うこと
- 3 税制上の特例措置の延長と対象拡大を行うこと
- 4 西九州自動車道及び島原道路、西彼杵道路の整備促進を図ること
- 5 半島航路への公的支援のための予算を確保すること



## 【1について】

### ○半島振興計画に基づく事業の円滑な実施とは

半島振興計画の内容は、今後の半島振興施策に関わる重要なものであるため、計画に基づく事業の優先的採択を望みます。

また、平成17年の法改正により半島振興計画の計画事項として追加された風水害、地震災害等の災害防除のための施設整備及び他地域との交流促進のための支援措置の充実や配慮規定として追加・拡充された農林水産業の振興、観光その他の地域間交流の促進及び高度情報通信ネットワークなどの通信体系に係る支援施策の充実を望みます。

## 【2について】

### ○地方交付税措置の拡充などとは

半島地域の地方公共団体にとっては、地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能は重要であるので、これらの機能を堅持されるとともに、半島地域は国土保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、その実態を反映した財政需要の算定を望みます。

### ○半島振興対策に係る地方財政措置の充実等による財源の確保とは

半島地域は、交通通信施設の整備、産業振興・観光開発、水資源の開発・利用、生活環境の整備、高齢者福祉、教育・文化の振興等の面で一般の地域に比べ低位にあります。これらの地域の発展を阻害する要因を解消するための支援措置の充実を望みます。

また、「地域自主戦略交付金」の制度拡充等を行う場合は、平成23年度に一括交付金化された補助金を含め交付金の対象となる事業が着実に実施できるようその総額を確保するとともに、格差是正の観点から、客観的指標に基づく配分算定においては、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財力の弱い地域などにも配慮すること、当該交付金の対象範囲等の拡充にあたっては条件不利地域等の意見を十分踏まえることを望みます。

## 【3について】

### ○税制上の特例措置の延長と対象拡大とは

平成25年3月末で期限を迎える製造業及び農林水産物等販売業の生産・販売設備等の新設・増設の場合の特別償却制度、製造業及び旅館業の地方税の不均一課税を行った場合の地方交付税による減収補填については延長を望みます。

また、税制の特例措置の対象への地場産業振興関連施設（生産物や生産工程の展示・紹介、販売等の用に供する施設）、観光・レクリエーション施設及び情報サービス等関連施設の追加を望みます。

## 【4について】

### ○西九州道の整備促進とは

伊万里松浦道路の整備促進のため、予算確保がなされることを望みます。

特に、松浦市～佐々間の調査促進及び早期事業化を望みます。

### ○島原道路、西彼杵道路の整備促進とは

事業中區間完成のために必要な予算の確保を望みます。また、未着手區間の調査促進や新規事業採択を望みます。

## 【5について】

### ○半島航路への公的支援のための予算の確保とは

社会資本整備総合交付金の予算確保を望みます。

---

---

# 地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等について

---

---

【国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

地域公共交通の確保維持改善のため、以下のとおり制度の拡充等を図ること

- 1 離島航空路の維持・改善
  - ・「離島空路整備法（仮称）」の制定
  - ・航空機燃料税の軽減措置の拡充
  - ・航行援助施設利用料の料金区分の見直し
  - ・地方自治体を実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充
- 2 離島・半島航路の維持・改善
  - ・本土と離島を結ぶ基幹航路及び有明海等半島航路への公的支援のための継続的な予算の確保
- 3 第三セクター鉄道並びに地方民営鉄道の施設整備及び維持確保
  - ・地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など重要施設整備の補助率嵩上げ
  - ・地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備の確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付
  - ・同事業における地方負担に係る財源措置
  - ・第三セクター鉄道等事業者に対する運営費補助制度の創設
- 4 生活交通（乗合バス等）の確保維持
  - ・地域間幹線系統補助制度について、輸送量の基準を引き下げること
  - ・地域内フィーダー系統補助制度について、市町が現在支援をおこなっている系統についても補助対象とすること
  - ・補助対象系統を主に運行する車両の購入に係る経費について一括で補助を受けられる制度を創設すること

## 【1 離島航空路の維持・改善】

### ○「離島航空路整備法（仮称）」の制定とは

平成11年度から運航費補助制度の制定及び公租公課の減免・軽減措置等の支援措置が講じられていますが、離島航空路線が将来にわたり安定して確保されるためには、法制度のもとでの支援策の確立が必要です。

### ○航空機燃料税の軽減措置の継続拡充とは

航空機燃料税の本則が平成23年4月1日から3年間引き下げられることとなり、特定離島航空路線にかかる航空機燃料税が本則の4分の3に軽減される特別措置についても延長されましたが、将来においても継続するとともに、本土との交流を図るため、沖縄と同様の軽減措置（2分の1）まで拡充することが重要です。

### ○航行援助施設利用料の料金区分の見直しとは

航行援助施設利用料については、現在、15トン未満が小型航空機と区分され、1機あたり120円の定額制が適用され低廉である一方、15トン以上については1トンあたり950円と大幅に高くなっています。

採算の厳しい離島航空路線を運航するダッシュ8の機材性能的に可能な範囲（16.5トン）まで小型航空機の料金区分を拡大することが必要です。

### ○地方自治体を実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充とは

本県では、平成21年度から新たに「離島航空路線確保対策補助金」として、安全整備や利用率保証の制度を創設していますが、これに際し、県・市で年間2億8千万円を超える負担増となり、その軽減が課題となっていることから地方交付税による支援を望みます。

## 【2 離島・半島航路の維持・改善】

### ○離島基幹航路及び有明海等半島航路への公的支援のための継続的な予算の確保とは

本県では、航路は海の国道であるとの観点から社会資本整備総合交付金を活用して、老朽船舶更新や長寿命化に要する経費を全額補助することにより、運賃低廉化に取り組んでいます。

今後も引き続き公的支援が可能となるよう必要な予算の確保を望みます。

## 【3 第三セクター鉄道並びに地方民営鉄道の施設整備及び維持確保】

### ○地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など重要施設整備の補助率嵩上げとは

本事業は、鉄道事業者が行う安全性の向上のための設備の整備等に対して補助を行うものですが、一律1/3の補助率となっています。安全運行維持のためには、老朽化した車両設備や線路設備などの重要施設の整備を優先的に行う必要がありますが、現行の補助率での実施は、経営が苦しい事業者には大きな負担となっているため、これらの施設の整備についての補助率を嵩上げしていただくことを望みます。

### ○地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備の確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付とは

事業の実施にあたっては、協議会において整備の目的・内容・効果、費用負担、整備順位等を議論し、「生活交通ネットワーク計画」を策定し、国土交通大臣に提出する必要があります。鉄道施設は、安全運行を維持するために常にメンテナンスが必要で、鉄道事業者は計画的に施設設備を更新していますが、計画どおりの補助が受けられないと脆弱な地方鉄道事業者では安全整備が遅れ、運行に支障が生じるため、十分な予算措置を講じられることを望みます。

### ○同事業における地方負担に係る財源措置とは

本事業の実施にあたっては、地元自治体の協調補助の必要はありませんが、協調補助の有無・規模が事業採択・補助金配分に大きく影響することとされており、経営基盤が脆弱な地方鉄道事業者の負担を軽減するためには沿線自治体の支援が必要となります。しかし、財政力が弱い沿線自治体の一般財源での支援にも限界があるため、地方バス路線や離島航路等の維持に要する経費と同様に、地方負担額を地方交付税の対象とするなどの財源措置を講じられることを望みます。

○第三セクター鉄道等事業者に対する運営費補助制度の創設とは

生活交通路線を運行する地方バス路線や離島基幹航路については、本事業により欠損補助を行っていますが、第三セクター鉄道等については、大半が経常赤字になっているものの運行欠損は全て事業者や地方自治体が負担しており運行支援制度がありません。

今後も少子・高齢化等によって過疎化が進む地域にあって、鉄道は住民の重要な交通手段であると考えられるため、地方バス路線や離島航路と同様に運営費補助制度の創設を望みます。

【4 生活交通（乗合バス等）の確保維持】

○地域間幹線系統補助制度について、輸送量の基準を引き下げることとは

本県の乗合バスの輸送人員はピーク時の約4割まで減少しており、特に人口減少が進む離島地域では輸送量の減少から補助要件の輸送量（15～150人）を下回り、国庫補助対象の路線から外れたことにより、地元自治体の負担が増加するケースも発生しています。

このように輸送量が減少傾向にある実態に即した支援制度となるよう、輸送量の基準を本県単独補助制度の基準（9～150人）未満へ引き下げることが望みます。

○地域内フィーダー系統補助制度について、市町が現在支援を行っている系統についても補助対象とすることとは

本事業では、新規に公的支援を開始する系統であること等が補助の要件ですが、既に市町が住民の生活交通の確保維持のために支援を行っている系統が多数あることから、財政力の弱い市町にとって大きな負担であるとともに、本事業への申請件数の増加に繋がらず補助制度が十分に活用されない要因となっております。

既に市町が公的支援を行っている系統についても補助が受けられるように要件が見直されることを望みます。

○補助対象系統を主に運行する車両の購入に係る経費について一括して補助を受けられる制度を創設することとは

補助対象系統を運行するバス事業者が保有する車両の老朽化による安全性の低下や修繕費の増加、燃料効率の低下が懸念されています。

現在、「車両減価償却費等補助制度」により、車両購入費を5年間に分割して補助されていますが、事業者は車両購入費を一旦、全額負担する必要があり、経営状況が厳しく、資金繰りに苦慮する事業者にとっては購入資金を確保することができず、車両を更新することが難しいことから、車両の購入に係る経費について、一括で補助を受けられる制度の創設を望みます。

# 島原・天草・長島架橋構想の推進について

【国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 島原・天草・長島架橋建設に資する調査を実施すること
- 2 地域高規格道路の計画路線である島原道路の整備促進と、候補路線である島原天草長島連絡道路を計画路線へ格上げすること



【1 この要望の背景・必要性は以下のとおりです。】

・長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など大きな開発ポテンシャルを持った地域であり、新しい広域観光ネットワークの形成や農水産物の供給基地としても大きな発展可能性を有しています。

しかしながら、九州西岸地域は高速交通体系の未整備や二つの海峡での分断により地域全体が連携した振興策を進めることが困難な状態にあります。

・このため、今なお高速交通ネットワークから取り残されている島原半島の活性化および地元住民の安全・安心な暮らしを支えるためにも必要な社会基盤整備であります。

以上から、当構想に対する地元の熱意と期待は高いため、国家的プロジェクトとして推進を図る必要があります。

【2 この要望における課題・問題点は以下のとおりです。】

・島原天草長島連絡道路にかかる国による調査が中止されています。

国土交通省は平成20年度から個別の架橋プロジェクトに関する調査を中止し、広く一般的な橋梁にも共通する技術研究テーマに限定して行うこととされています。

・国、地方をあわせた財政状況が悪化するなか、公共工とりわけ大型プロジェクトの推進は厳しいものがあり、事業の必要性についての国民的理解を得ることが必要です。

【3 本県が望むことは以下のとおりです。】

- 1 島原天草長島連絡道路の一部である島原・天草・長島架橋建設に資する国による調査の再開
- 2 島原道路（計画路線）の整備促進と島原天草長島連絡道路（候補路線）の計画路線への格上げ

【架橋建設に資する調査とは】

- ①技術調査 ・自然条件等に関する基礎調査（気象・地形・地質・航行船舶など）  
・ルート、構造等に関する検討（ルート、設計条件、橋種など）
- ②経済調査 ・交通需要推計、直接的・間接的な便益の算定など

【島原道路の整備促進・島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げとは】

地域高規格道路整備の流れ

候補路線・・・地域高規格道路として整備を進めることの妥当性、緊急性等について検討を進める路線



計画路線・・・地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線



計画路線もさらに「調査区間」と「整備区間」に区分され、整備区間の指定後、順次事業が着手されていく

【4 要望が採択されることによって、以下が可能となります。】

・島原道路（南島原市深江町～諫早市）の整備促進による時間短縮効果：90分→40分

・島原・天草・長島架橋構想および九州西岸軸構想が実現した場合

時間短縮効果 現在：長崎市→鹿児島市 約7時間5分（フェリーと車での最短）

整備後： ” ” 約3時間20分（約3時間45分の短縮）

・災害時や緊急時における代替道路や複数のアクセスルートが確保されます。

---

---

# 長崎空港等の活用推進について

---

---

【法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 羽田空港の再拡張に伴い拡大する発着枠については、国内線の利用を優先し、地方路線に優先配分する枠を設けること
- 2 国による設置・管理空港（成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、羽田空港、伊丹空港を除く）及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料を平成14年度以前の軽減率に引き下げること



長崎空港



## 【1について】

### ○羽田空港の再拡張に伴い拡大する発着枠とは

平成22年10月の羽田空港第四滑走路の供用開始に伴い、年間の発着枠が現在の30.3万回から40.7万回への増便が可能となりました。

### ○国内線の利用を優先し、地方路線に優先配分する枠を設けるとは

平成22年1月10日に羽田空港の発着枠拡大の第一段階として37便の配分がされましたが、今後、残りの増便分についても、国土の均衡ある発展を図る立場から、地方路線への優先的な配分枠を設ける必要があります。

## 【2について】

### ○国による設置・管理空港及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料とは

平成21年7月1日から、長崎空港を出発する便の羽田空港着陸料が4分の3に軽減されましたが、さらなる軽減措置が必要です。

### ○平成14年度以前の軽減率に引き下げとは

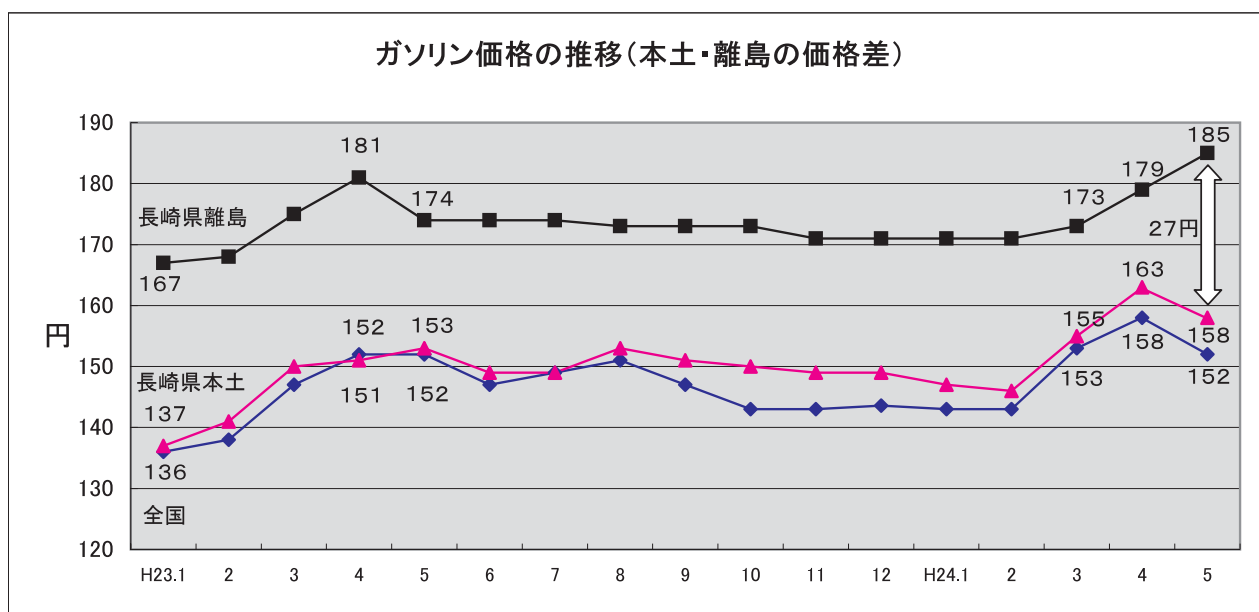
平成14年度までは、幹線以外の地方路線に係る羽田空港着陸料が3分の2に軽減されていましたが、今後とも地方路線の維持を図るために、着陸料の引き下げを望みます。

# 離島地域における揮発油税の減免について

【経済産業省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

離島のガソリン価格は、「離島ガソリン流通コスト支援事業」が開始された平成23年5月にやや下落し、平成24年6月から一部離島において補助単価引上げもなされているが、依然として流通コスト等により本土と比較して割高になっていることから、この価格差解消のため、離島地域における揮発油税の減免措置を講じること



- ※ 「全国」 ……みずほ総合研究所調査（H24.3以前は石油情報センター調査）
- 「長崎県本土」 ……県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
- 「長崎県離島」 ……県独自調査

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・ 本県ガソリン1リットル当たりの価格は、平成24年5月では、本土平均は158円となっていますが、離島の平均は185円であり、本土と離島の価格差は27円もあります。
- ・ 本県離島の公共交通機関は、路線バスが主として運行されていますが、地形的条件や交通ダイヤ及び所要時間等を考えた場合、通勤通学などの移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない現状です。
- ・ このため、住民生活は本土に比べ割高なガソリンを利用することでしか成り立たない状況であり、社会・経済活動全てにおいて長年高いコストを強いられてきました。
- ・ さらに人口の流出や過疎化の進行はとどまる兆しも見えず深刻で、本土との経済的格差の広がり、住民生活の疲弊に拍車をかけるものです。
- ・ 国におかれては、離島と本土とのガソリン価格差是正のため、昨年度から「離島ガソリン流通コスト支援事業」を実施し、さらに一部離島について本年6月1日販売分から補助単価引上がなされているところですが、現行の支援事業による流通コスト削減のみでは本土との十分な価格差是正には至っておりません。
- ・ このようなことから、地方財政に影響を及ぼさないように十分に配慮した上で、住民生活の安定と産業の振興を図り、離島が自発的かつ持続的に発展できるように、離島地域における揮発油税の減免措置を講じていただくよう求めるものです。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・ 地方揮発油税が含まれているため、揮発油税の減免によって地方財政に影響を与えないよう配慮していただく必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 離島地域における揮発油税の減免を実施していただくよう望みます。
- ・ 揮発油税の減免が実施されるまでの間、暫定策として昨年度から実施されている離島と本土のガソリン価格差是正のための「離島ガソリン流通コスト支援事業」を本年6月に見直された補助単価で継続していただくよう望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能になります。**

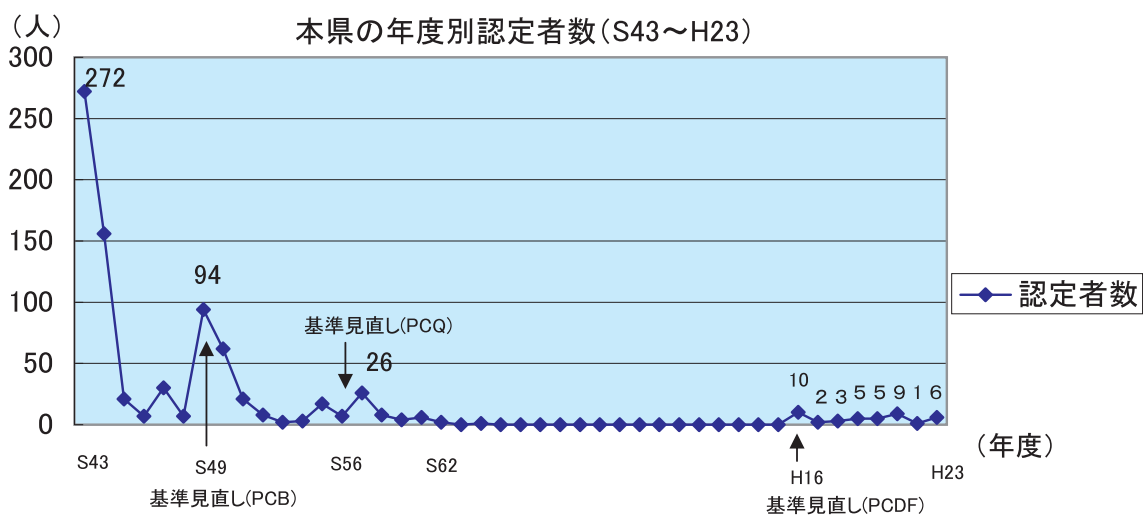
- ・ 揮発油税が減免されることにより、本土と離島とのガソリン価格差が是正され、離島住民の生活安定と産業の振興が図られます。

# カネミ油症被害者の救済について

【厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

国が実施した油症患者健康実態調査の結果を踏まえ、カネミ油症が原因であると認められる疾患を客観的に評価して診断基準に加えるなど、基準の見直しを検討すること



## 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

カネミ油症事件は、昭和43年に本県及び福岡県を中心に西日本の広い範囲で発生し、ダイオキシンやP C Bなどが混入した米ぬか油を摂取した約1万4千人が健康被害を訴えた食中毒事件です。

平成16年9月にはカネミ油症診断基準の見直しが行われた結果、認定患者は全国で1,966名、本県においては795名となっています。

また、本事件は、これまで損害賠償の仮払金返還免除や、生存する認定患者への一時金支給など被害者救済の道が開かれてきました。

しかしながら、その一方で認定患者と同じ米ぬか油を摂取し、健康被害を訴えている未認定者については、原因企業から一切の補償もなく、高齢化が進む中、医療費の負担も増大しており、さらなる被害者救済のため、診断基準の見直しを求める声が高まっています。

## 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

事件発生から40年以上が経過し、被害者の高齢化が進んでおり、未認定者が訴えている自覚症状等がカネミ油症に起因するものか判断がつかない事例が多く、現在の診断基準は血液中のダイオキシン類濃度を重視せざるを得ない状況です。

よって、血液中のダイオキシン類濃度の数値が低い被害者は現在の診断基準では認定されない場合が多く、そのためカネミ油症が原因と認められる疾患を客観的に評価し診断基準に加えることが医学的に可能であるか検討を要します。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

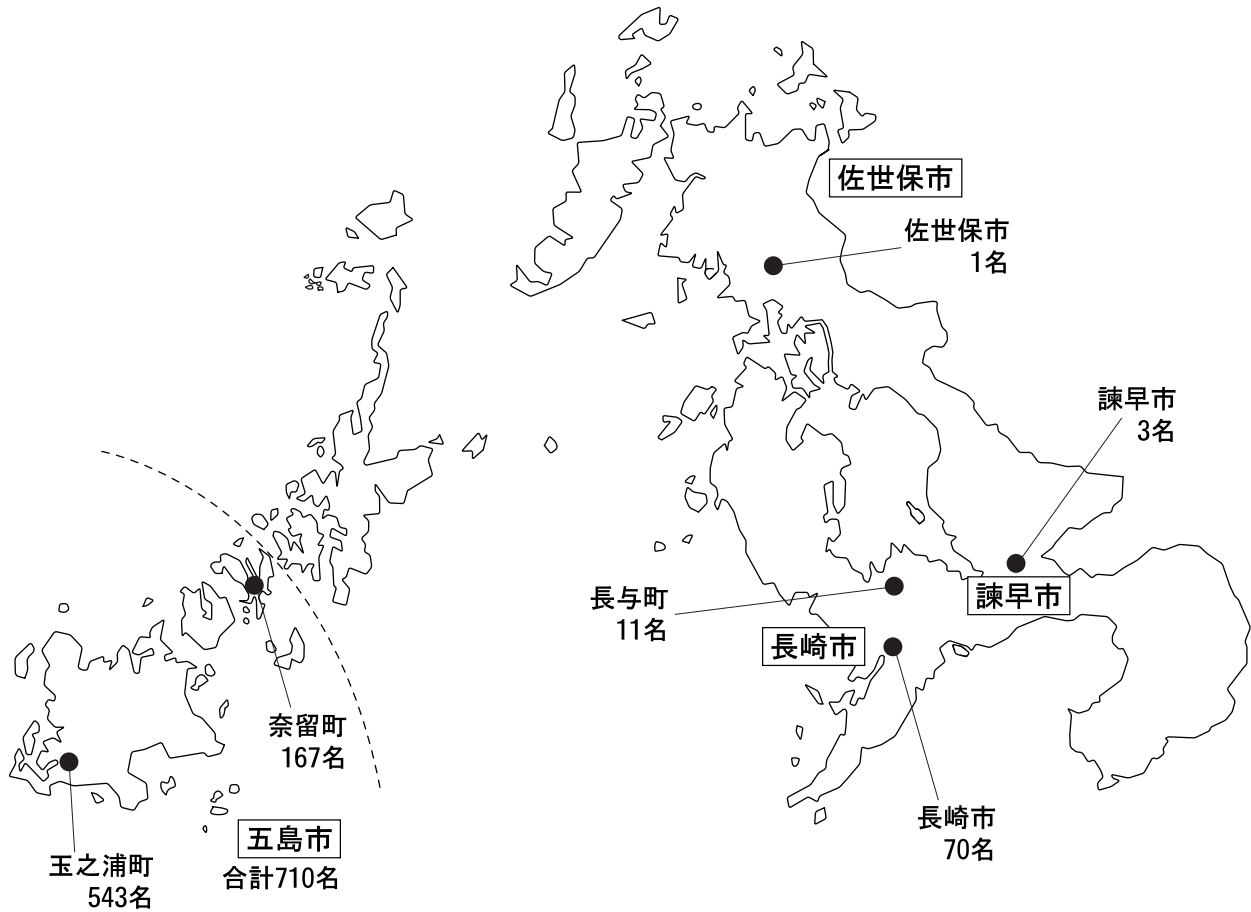
- ・ カネミ油を摂取したことにより健康被害を訴えている未認定者については、カネミ油症が原因であると認められる自覚症状等の疾患を客観的に評価し診断基準に加えるなど、基準の見直しの検討を図り、より幅広い救済の道が開かれることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 油症診断基準が見直されることにより、健康被害を訴えている未認定者が新たに油症患者と認定され、現在よりも幅広い被害者の救済が図られます。

【参 考】

長崎県におけるカネミ油症認定状況（平成24年3月末現在795名）



全国および長崎県のカネミ油症被害状況（平成24年3月末現在）

	被害届出者数	認定患者数	生存認定患者数
全 国	約 14,000 名	1,966 名	1,370 名
長 崎 県	約 1,400 名 (全国比約 10%)	795 名 (全国比約 40%)	579 名 (全国比約 42%)
内 訳	五島地区 約 560 名 長崎地区 約 350 名 その他 約 490 名	・ H 16. 9 診断基準見直し前 754 名認定 ・ H 16. 9 診断基準見直し後 41 名認定	本県在住 368 名 他県在住 206 名 不明 5 名

※被害届出者数は昭和44年7月1日現在

# 漂流・漂着ごみの対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

## 【提案・要望の具体的内容】

漂流・漂着及び海底ごみ対策に関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 新たな恒久的財政支援措置の創設
- (2) 漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立
- (3) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施

### 1) 平成23年度における海岸漂着物の回収・処理費用

・県管理海岸	2,000m <sup>3</sup>	89,812千円
・市町管理海岸	12,000m <sup>3</sup>	392,607千円
合 計	14,000m <sup>3</sup>	482,419千円
・財 源	地域グリーンニューディール基金（環境省所管） 補助率 10/10	



対馬地区の海岸

### 2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

回収された漂着ごみの外国製品の占める割合

- ・ペットボトル 約70%（韓国52%、中国13%、その他3%）
- ・ライター 約40%（韓国21%、中国16%、その他2%）

（環境省：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」結果）



### 3) 危険物の漂着

#### ①医療系廃棄物（注射器、薬瓶等）

- ・ H22年度回収量：全国総数28,830個、長崎県沿岸3,717個（全国3位）  
※うち1,685個に外国語の表記（国籍不明の物あり）
- ・ H18年度回収量：全国総数26,643個、長崎県沿岸5,369個（全国1位）  
※うち17個に外国語の表記（国籍不明の物あり）

#### ②廃ポリタンク

- ・ H22年度漂着量 全国総数13,327個、長崎県沿岸2,383個（全国1位）
- ・ H21年度漂着量 全国総数22,194個、長崎県沿岸4,854個（全国1位）



注射器等（一部に注射針あり）



点滴パック（中国語表記）



廃ポリタンク

### 4) 流木の漂流・漂着（平成18年度）

回収された流木（県下14市町に漂流・漂着）  
流木数 77,909本  
撤去・処理量11,082m<sup>3</sup>  
（大きい流木は直径1m、長さ5～6m）



### 【漂流・漂着及び海底ごみ対策について】

#### ○新たな恒久的財政支援措置とは

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等の責務が明確にされるとともに、平成21年度から平成23年度の3カ年については、地域グリーンニューディール基金により財政措置が行われましたが、基金事業終了後の支援制度は不明確なままとなっています。

漂着ごみ（海岸漂着物等）は繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、同基金事業終了後も継続して長期的に取り組む必要があります。

海岸漂着物処理推進法に基づいた長崎県海岸漂着物対策推進計画（地域計画）の回収事業等を実施するにあたり、恒久的な財政支援措置をしていただくことを望みます。

#### ○創設とは

漂着ごみの回収事業費等について、地域グリーンニューディール基金事業（地域環境保全対策費等補助金：補助率10/10）と同等の補助制度の創設、若しくは交付税措置を望みます。

#### ○漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立とは

漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法の規定により、海岸管理者等において海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとされていますが、漂流ごみ・海底ごみについては、処理責任が明確にされていません。

現在、主に市町や漁業者等が回収している漂流ごみ・海底ごみについても、国と地方公共団体の役割分担と処理責任を明確にした上で、効果的な対策、漂着ごみと一体的に回収・処理ができる総合的な制度の確立及び継続的な財政支援を望みます。

#### ○外交上の適切な対応の実施とは

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、漂流ごみが発生しない対策が必要です。

関係国に対して、早急に原因究明と発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことを望みます。

# 住宅用太陽光発電システムの導入促進について

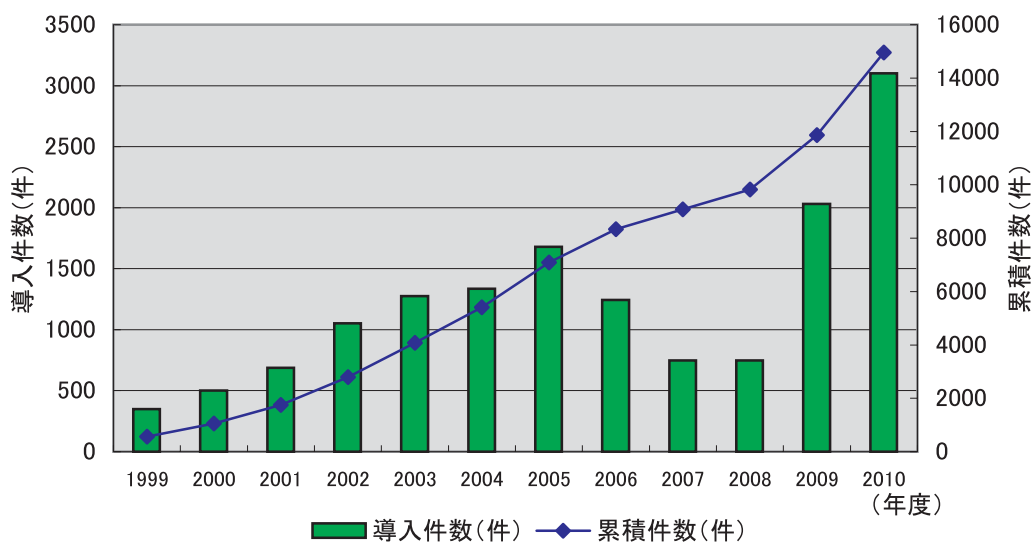
【経済産業省】

## 【提案・要望の具体的内容】

住宅用太陽光発電システム導入促進のため、以下のとおり要望

- 1 住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度の継続
- 2 初期投資費用負担軽減のための十分な補助額の確保
- 3 県が実施する補助制度の予算としての必要な財政支援措置

### 住宅用太陽光発電システム導入状況（長崎県）



太陽光発電システム等の普及動向に関する調査[資源エネルギー庁]

※上記の推移のとおり、住宅用太陽光発電システムは、2006年度の補助の廃止により、一旦普及が低迷したが、2009年の補助制度の再開により飛躍的に導入が進んでいる。

※2010年度のデータは、経済産業省資源エネルギー庁「太陽光発電システム等の普及動向に関する調査（平成23年2月）」をもとに推計



### 【1について】

#### ○住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度の継続とは

平成18年度の太陽光発電に対する補助制度廃止後、一旦減速した太陽光発電システムの導入が、平成21年1月からの補助制度再開後急激に増加しています。太陽光発電システムの導入促進からシステム価格の低下、更なる導入拡大へと繋がる流れが確固たるものとなるまで、補助制度の継続を望みます。

### 【2について】

#### ○初期投資費用負担軽減のための十分な補助額の確保とは

太陽光発電に対する補助額は、システムの設置費用、余剰電力買取制度における電力の買取価格などを加味し、総合的に判断する必要がありますが、システム価格の低下が不十分な状況にあっては、消費者には初期投資費用を重視する傾向があるため、システム設置の方向へ誘導するための十分な補助額及び補助件数の確保を望みます。

### 【3について】

#### ○県が実施する補助制度の予算としての必要な財政支援措置とは

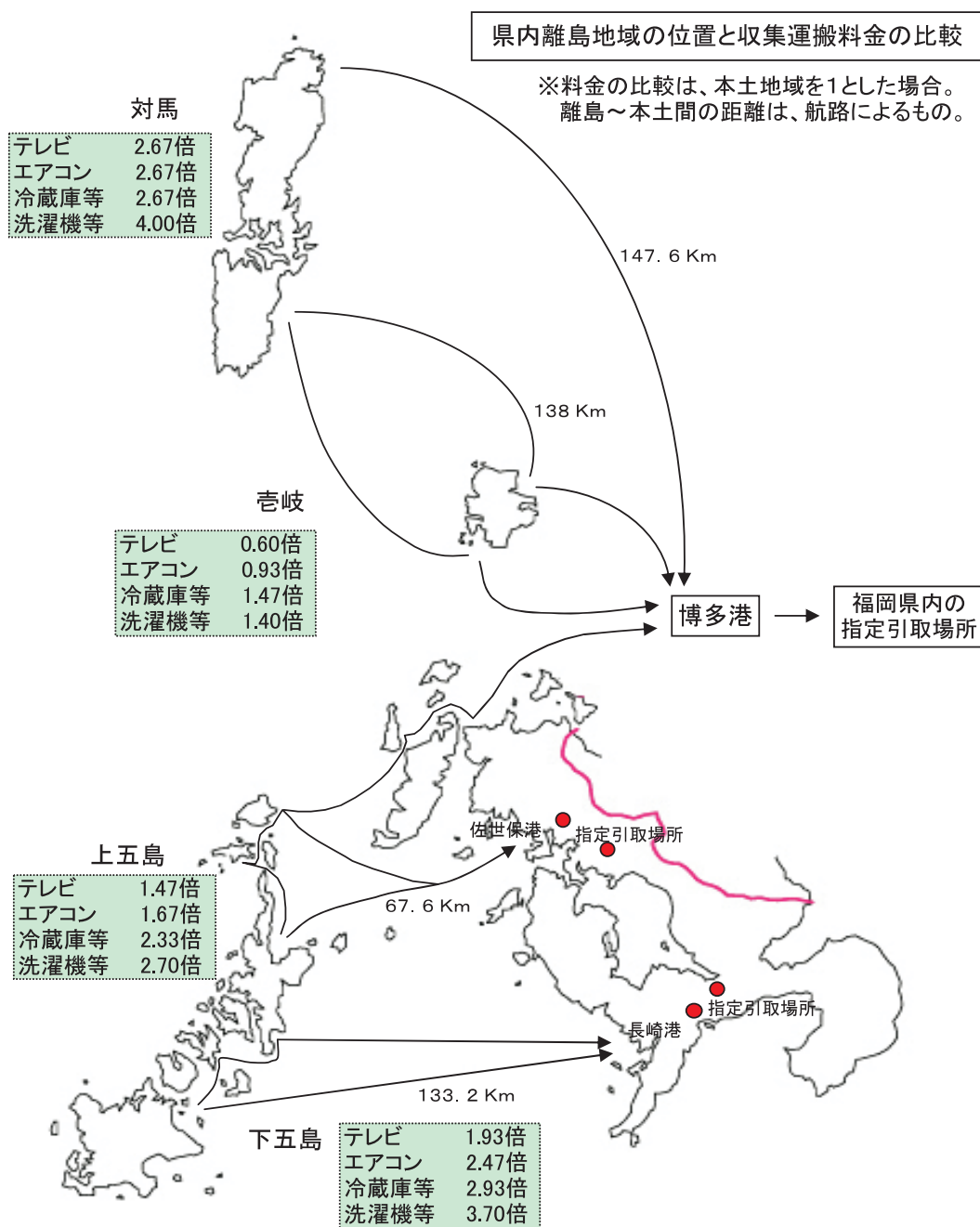
本県が実施する住宅用太陽光発電システムへの補助制度については、平成21年度～平成23年度には地域グリーン・ニューディール基金により予算が措置されたものの、平成24年度以降の財政支援措置については見通しが立っておらず、県単独予算で十分な補助額及び補助件数を確保することは困難であることから、必要な財政支援措置を講じていただくことを望みます。

# 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

【経済産業省、環境省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について、地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすること
- 2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の見直しを行うこと



## 【1について】

### ○不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置とは

不法投棄対策に積極的な市町村及び離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、収集運搬の効率化に努力している離島に対する助成措置として、各家電メーカーから要請を受けた財団法人家電製品協会が主体となり、平成21年度より「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」（支援措置）の助成措置が実施されています。

### ○地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しとは

この制度は、申請が市町村に限られており、また事業実施年度の期間が市町村の会計年度と異なるなど、利用上支障となる点があります。そこで、制度の活用を一層促進するため、事業の実施対象者を市町村以外にも拡大すること及び応募要件の緩和や事業年度の期間の見直しを望みます。

### ○恒久的措置とは

財団法人家電製品協会の助成措置については、実施期間が平成26年度までとされていることから、制度の恒久的実施を望みます。

## 【2について】

### ○再商品化等料金の前払い方式の導入とは

現行では再商品化等料金について、廃棄物として排出される際に支払う方式（後払方式）となっており、排出時における消費者の負担感から家電リサイクル法に基づく適正な処理が行われないことが懸念されます。そこで、家電リサイクル法の対象となる家電製品の販売価格に、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める方式（前払方式）とすることを望みます。

### ○必要な制度の見直しとは

現行の後払い方式を、前払い方式に見直すことにより、リサイクルの推進や排出時の不法投棄防止が期待されます。

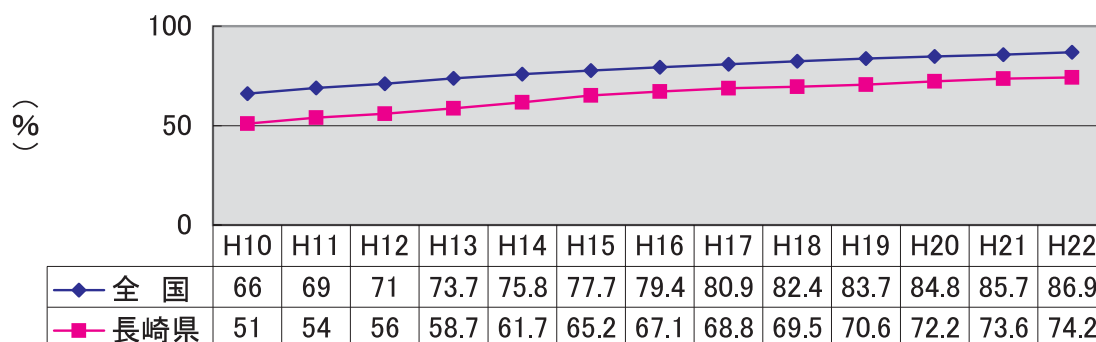
# 水環境対策の推進について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

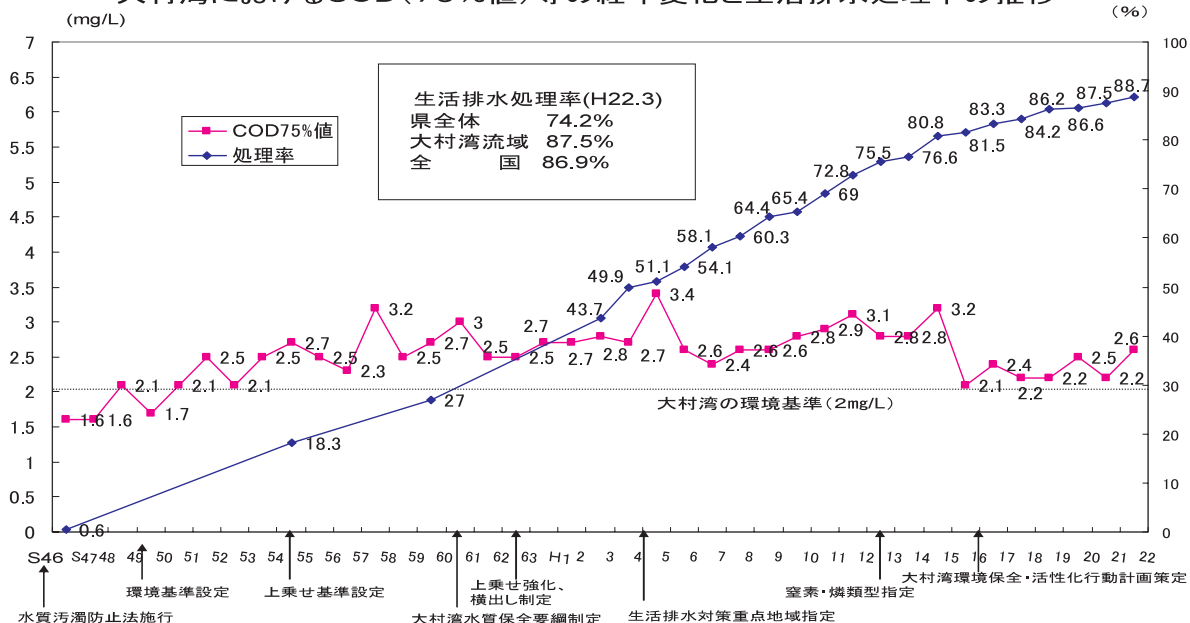
## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 硝酸性窒素による地下水汚染対策の強化及び財政支援
- 2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進のための財源確保と離島地域の交付率の嵩上げ
- 3 閉鎖性水域である大村湾の環境保全と水産資源の回復を図るための特別措置法（「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」）の制定並びに十分な財源確保

長崎県汚水処理人口普及率(%) ※H22は岩手県、宮城県及び福島県を除く



大村湾におけるCOD(75%値)等の経年変化と生活排水処理率の推移



### 【1 硝酸性窒素による地下水汚染について】

#### ○地下水汚染対策の強化とは

地下水汚染の主な要因と考えられる家畜排せつ物や農地への施肥、生活排水について、環境の視点から法的な規制を強化することや安価で新しい窒素低減技術開発の実用化を進めることを望みます（畜産系の排水処理施設の義務付けや排出基準をさらに低く設定すること。浄化槽設置においては、窒素を低濃度まで削減する高度処理型浄化槽の設置を法律で義務付けることなど）。

#### ○地下水汚染対策への財政支援とは

浄化槽設置に係る交付金の国の負担割合の向上（1/3→1/2）や畜産農家へのふん尿処理施設導入への財政支援を強く望みます。

### 【2 公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備促進について】

#### ○整備促進のための財源確保とは

平成22年度末現在の本県の污水处理人口普及率（74.2%）は、全国平均（86.9%）に比べ大変低く、全国順位は32位です。生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備をさらに促進する必要があります。

しかしながら、これら事業予算が一括交付金化で縮減されており、市町が要望する各種事業の財源を満額確保していただくことを望みます。

#### ○離島地域の交付率の嵩上げとは

平成22年度末現在の離島地域の污水处理人口普及率は30.8%と、本土地域の78.9%に比較し大きく遅れている現状にあります。このため、財政力の弱い離島市町において污水处理施設の整備促進が図られるように、国費の交付率の嵩上げをしていただくことを望みます。

事業名		交付率	
		現 在	要 望
下水道	管 渠	1 / 2	5.5 / 10
	処理場	1 / 2、5.5 / 10	5.5 / 10、6 / 10

### 【3 大村湾の水質保全について】

#### ○中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）の制定とは

大村湾については、厳しい排水基準を設定するとともに、県平均を大きく上回る污水处理施設の整備等を進めているところですが、極めて閉鎖性が強いこともあって水環境の改善が進まず、水産資源の減少等も招いているのが実状です。かつて、瀬戸内海が瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されることで浄化対策が進んだように、水質及び底質の改善等環境保全事業を促進するための国の財政支援が可能となる大村湾を対象とした「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」の制定を望みます。

#### ○十分な財源確保とは

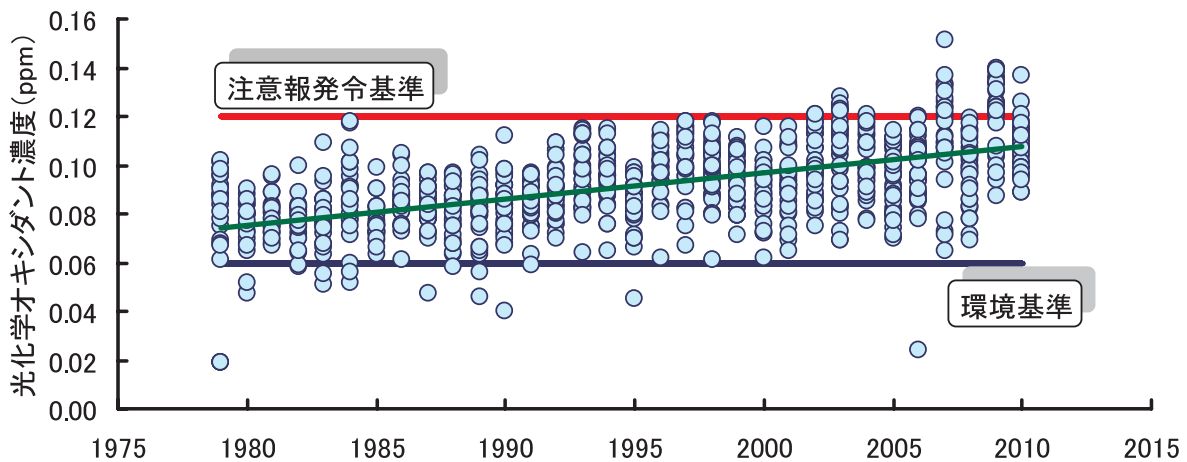
大村湾の環境保全対策を進めると共に、水産資源の回復等を図るため、沿岸の公共下水道、農業・漁業集落排水事業及び浄化槽整備事業、流入河川・海岸の改修事業、港湾海岸保全事業及び底質改善や貧酸素水塊の抑制、軽減等の各種対策事業について、十分な財源を確保していただくことを望みます。また、特別措置法を制定し、各事業に離島振興法と同様の高率補助を適用していただくことを望みます。

# 光化学スモッグ(高濃度の光化学オキシダント)の原因究明及び対策強化について

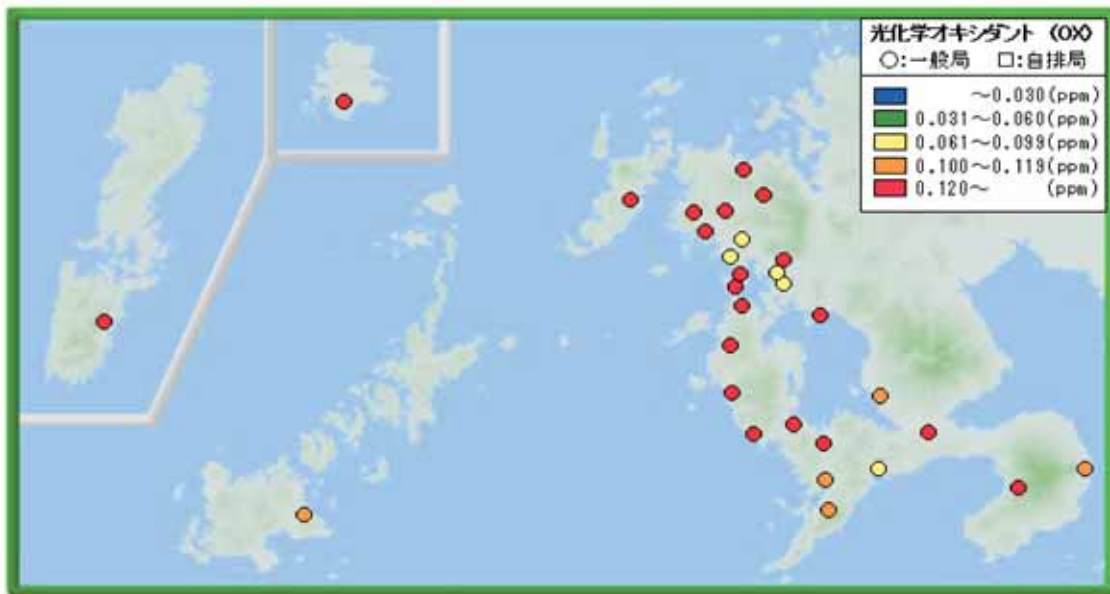
【環境省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制の整備、発生メカニズムの解明など早急な汚染原因の究明
- 2 国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施



図一 1 県内観測地点におけるオキシダントの年間最高値の経年変化  
 ・観測以来、徐々に上昇し、近年は注意報発令基準超過がみられるようになった。



図一 2 オキシダント注意報発令時の状況(2009年5月8日)  
 ・発令市町数：10市8町 最高濃度：0.14ppm  
 ・翌日も4市4町で連続発令

### 【1 この要望の背景・必要性について】

近年、本県をはじめ北部九州を中心とする広い地域で光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダント：構成物質のほとんどは酸化力の強いオゾン）が観測されており、注意報を発令する事態がしばしば起こっています。

本現象については、上空オゾン層から地上へオゾンが降下することによる影響と併せて、気象条件によっては、大陸から移流してくる汚染物質がその要因の1つと指摘されています。このため、進展著しい東アジア地域での産業経済活動を考慮すると、同地域での大気汚染の進行が心配され、環境濃度の推移によっては、今後、注意報を発令する事態が長期に継続し、ひいては生活環境や人の健康へ影響することも懸念されます。特に本県は大陸と最も近く、その影響を最も受けやすいことから、オキシダント対策は喫緊の課題となっています。

本県のオキシダント濃度は図-1に示すとおり徐々に上昇し、近年の注意報発令状況は以下のとおりとなっており、広域化の傾向がみられます。

- ・平成18年度（2006） 5月30日
- ・平成19年度（2007） 4月27日、5月8日、5月27日
- ・平成21年度（2009） 5月8日、5月9日  
（図-2のとおりほぼ全県的に高濃度、史上初の連日の注意報発令）
- ・平成22年度（2010） 5月8日
- ・平成23年度（2011） 5月16日

### 【2 この要望における課題・問題点について】

- ・ 本県の離島部をはじめ、工場・事業場の立地が少ない地域や一般に濃度が下がるといわれる夜間に、高濃度の光化学オキシダントが観測されています。
- ・ これらの発生原因は、上空のオゾン層からのオゾンの降下や大陸からの移流による影響も示唆されていることから、本県のみでの対応では限界があり、国際的な対応を視野に入れた対策が必要と考えます。

### 【3 本県の望むことについて】

- ・ 既に大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制については国により、五島、対馬にオゾン計が整備されていますが、更に、発生メカニズムの解明などに貢献する測定体制・測定項目の整備や早急な汚染原因の究明を望みます。
- ・ 大陸からの移流による越境汚染も考えられることから、現在取り組まれている日中韓間三カ国環境大臣会合の合意に基づく研究協力などを推進され、更なる国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施を望みます。

### 【4 要望が採択されることによって、可能となることについて】

- ・ 測定体制の強化により、よりの確で迅速な対応（注意報発令、健康被害の防止等）が図れます。
- ・ 発生原因が究明され、効果的なオキシダント削減対策が実施されることにより、県民の光化学オキシダントによる健康等への影響が減少します。

# 町村福祉事務所の設置促進について

【総務省、厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応を可能とし、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットとなる。このため、町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税による財政措置を講じること。

### ○本県における市町村合併に伴う、町村数等の減少（平成24年3月現在）

時 期	町 村 数	県事務所数	町村の生活保護世帯数
平成16年2月	71町村	8所2支所	4,092
平成24年3月	8町	3所	1,078
比 較	△63町村	△5所2支所	△3,014

### ○町別の生活保護世帯数等（平成24年3月現在）

県福祉事務所名	所在地	管轄町	生活保護世帯数
西彼福祉事務所	長崎市	長与町	185
		時津町	217
東彼・北松福祉事務所	佐世保市	東彼杵	59
		川棚町	84
		波佐見町	83
		佐々町	152
		小値賀町	28
上五島福祉事務所	新上五島町	新上五島町	270
計		8町	1,078

### ○全国における町村福祉事務所の設置状況（平成24年4月現在）

大阪府	奈良県	三重県	島根県	鳥取県	計
1町	1村	1町	10町1村	12町1村	
岡山県	広島県	山口県	鹿児島県		41町村
1町2村	8町	1町	2町(長島、屋久島)		



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

少子高齢化の急速な進展等に伴い、福祉サービスに対するニーズがますます多様化・高度化していく状況にあります。また、市には福祉事務所の設置義務がありますが、町村の場合は、任意となっていることから、本県においては、全ての町を県が設置する福祉事務所で所管しています。

こうした中、生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応が可能となり、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットがあります。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・ 福祉事務所の運営費は、市の場合は、普通交付税で措置されますが、町村の場合は、特別交付税で措置されることから、以下の課題があります。
  - (1) 特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。
  - (2) 普通交付税と比較して、特別交付税は交付時期が遅い（普通交付税は4～11月、特別交付税は12月）ため、資金繰りに悪影響を及ぼすこと。
  - (3) 特別交付税は、経常収支比率の算式上、分母（経常一般財源等）に参入されないため、経常収支比率を高める要因となること。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税により財政措置されることを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 各町との協議結果から、運営経費が特別交付税であることが課題として示されており、特別交付税ではなく普通交付税であれば、町村にとっては、財源措置がより明確となり、円滑な福祉事務所運営に資することになることから、町村福祉事務所の設置が推進されることが期待できます。
- ・ 町村福祉事務所の設置による効果としては、
  - (1) 福祉分野において、市と同等の権限を有することになります。
  - (2) 町民ニーズに対し、総合的に完結可能なサービス提供体制が整備できます。
  - (3) 迅速な事務処理や地域の実態に即したきめ細かな対応が可能となり、住民の利便性の向上につながります。
  - (4) 他の福祉部門等との連携により、住民の保健・医療・福祉に関するニーズの把握が容易となり、総合的なサービスを迅速に提供することが可能となります。

# 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

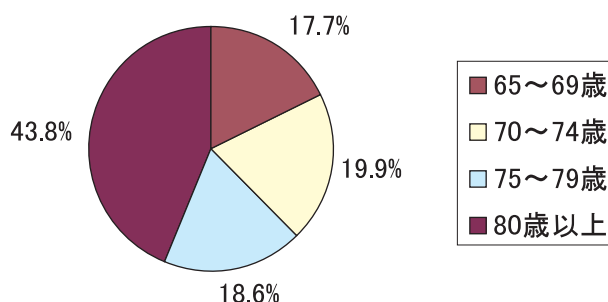
【厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 被爆者の高齢化に伴い要介護者が増加しているので、保健医療福祉事業を充実すること
  - (1) 原爆症認定制度については、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者の立場に立ち、早急にその在り方について検討を加え、必要な措置を講じること  
また、原爆症の認定審査については、より一層の迅速化を図ること
  - (2) 被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているので、健康診断内容等の充実を図ること
  - (3) 援護対策における所得制限を撤廃すること及び介護保険等利用助成に係る助成対象サービスの拡大と地方負担の改善を図ること
  - (4) 原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること
  - (5) 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
  - (6) 被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講ずること
- 2 在外被爆者援護については、居住国における実情に即した援護措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること  
さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
- 4 長崎が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断にがん検診を追加するなど内容の充実を図ること  
また、被爆二世に係る健康状況や対象者数等の実態調査を、国において実施すること
- 7 被爆体験者支援事業の充実を図ること

被爆者の年齢区分（県全体）（平成24年3月31日現在 単位：人、％）

総数	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
55,199	9,771	10,962	10,257	24,209
100.00%	17.7%	19.9%	18.6%	43.8%



## 【1 保健医療福祉事業について】

### ◆原爆症認定について

#### ○被爆者援護法の趣旨とは

被爆者援護法の前文において、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、」と特殊性が明記されています。

#### ○被爆者の立場に立ち、その在り方について検討を加えるとは

原爆症認定制度については、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」において検討が行われているところですが、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、被爆者救済の立場に立った制度となるよう、早急に措置を講じていただくよう望みます。また、より一層の速やかな審査が実施されるよう望みます。

### ◆健康診断について

#### ○被爆者の高齢化に伴う健康診断の重要性とは

平成22年度末の被爆者の平均年齢は77.98歳と高齢になってきており、被爆の影響によりガンなどの疾病の発生率が高く、早期発見のための健康診断の重要性が増しています。

#### ○健康診断内容等の充実とは

被爆者健康診断の一般検査項目について、血糖検査、脂質検査などを追加して高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただくよう望みます。

### ◆援護対策について

#### ○援護対策における所得制限の撤廃とは

訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限の撤廃を要望します。

現在、所得制限により、利用制限が行われているため、制限に掛かった被爆者が訪問介護を利用する場合は、1割の自己負担が生じています。

#### ○介護保険等利用助成に係る助成対象サービスと地方負担の改善とは

認知症対応型共同生活介護をはじめ、介護保険等利用助成の対象外とされているサービスがあります。このため、すべての介護保険サービスについて、利用料の自己負担に対する助成を望みます。また、介護保険等利用助成に係る国庫補助は、予算補助であり、補助率は国費5割です。残りは地方が負担しているため、全額国庫補助としていただくよう望みます。

### ◆施設・設備整備について

#### ○被爆者関係施設の施設・設備整備における、より一層の助成措置とは

原爆被爆者健康管理施設の施設整備に対する助成措置を講じていただくよう望みます。

### ◆原子爆弾小頭症について

#### ○生活実態の十分な把握とは

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから重い障害に苦しみ続けています。さらに、高齢化や親の死亡により安心した生活を営むことが困難となってきました。

については、生活環境、経済環境、健康状況等についての調査を行うよう望みます。

#### ○被爆者相談事業の拡充とは

定期的な訪問相談の実施や各種関係機関との密接な連携等、よりきめ細かな対応が可能となるよう被爆者相談事業の拡充を望みます。

#### ○実態に即した支援とは

成年後見制度等の利用に係る支援制度や、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る自己負担への助成制度の創設を望みます。

### ◆地方負担について

#### ○被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担とは

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっています。

また、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、他市町に比べて負担額が多額となっています。

#### ○その改善措置とは

老人医療費の地方負担解消のために創設されている現行の補助制度（老人保健事業推進費等補助金）の継続、充実に望みます。

## 【2 在外被爆者援護について】

### ○居住国における実情に即した援護措置とは

世界各国の医療保険制度の相違により、国内の被爆者に比べて十分な医療が受けられていない実情があります。ついては、在外被爆者の健康診断や医療に要する費用の支給について、早急に必要な措置を講じていただくよう望みます。

## 【3 調査研究の推進について】

### ◆遺伝的影響について

#### ○原爆被爆による被災調査とは

広島市、長崎市において実施している原爆被爆者動態調査は、被爆地として有意義な調査であり今後とも十分な助成を望みます。

#### ○被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進とは

(財)放射線影響研究所において、平成19年度以降中断していた被爆二世の健康影響調査が再開されましたが、今後とも同調査の更なる充実が図られるよう望みます。

### ◆啓発活動について

#### ○被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進することとは

被爆影響に関する調査研究の結果について平易な表現で正確に国民に公表し国民の理解を促すこと、並びに原爆写真展の開催等被爆の実相についての啓発事業に対する助成を望みます。

## 【4 長崎が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業について】

### ○事業への助成措置とは

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被災者救済のため、長崎が有する被爆者治療の実績及び放射線被害に関する調査研究の成果をこれらのヒバクシャの医療に有効に生かしてもらえよう、国外からの医師等の受け入れ研修及びヒバクシャ医療に関する専門図書等の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療を通じ長崎から世界への貢献と国際協力の推進に寄与しています。これまで長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、是非、国からの助成措置を望みます。

## 【5 弔意事業について】

### ○原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集とは

国による原爆死没者の慰霊のための国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営経費等が削減されているため、これ以上の削減を行わないよう要望します。また、原爆死没者の関係資料の収集に努めていただくよう望みます。

## 【6 被爆二世について】

### ○被爆二世の健康診断内容の充実とは

被爆二世については、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきていることから、以下のことを望みます。

- ア 受診人員に対応できる予算措置
- イ 健康診断の内容等の充実
  - a がん検診（6項目）の追加
  - b 委託単価の改善
  - c 受診者に対する交通費の支給
  - d 健康診断結果の集計の公表

## 【7 被爆体験者支援事業について】

### ○被爆体験者支援事業の充実とは

被爆体験者は高齢化しており、継続的な支援が必要であることから、以下のことを望みます。

- ア 事業予算の確保
- イ 更新手続きの簡素化
- ウ 県外居住の被爆体験者への科学的検証の検討と実施

# 介護保険制度における施策の充実強化について

【厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しによる保険料負担の軽減を図ること
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
  - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
  - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること
- 3 介護人材を安定的に確保するため、介護職員等の処遇改善を拡充すること
  - (1) 介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すなど介護職員等と他業種との賃金格差是正を図ること
  - (2) 介護職場の全体的な処遇改善を図るため、加算対象事業所及び職種を拡大すること
  - (3) 介護職員等の処遇改善にあたっては、県、市町及び利用者の負担増とならないよう配慮すること

### ○保険料負担の軽減について



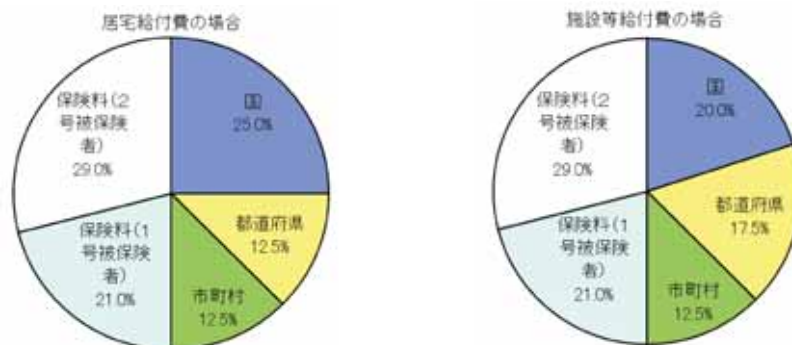
### ○第5期（H24～26）保険料基準額 ＜都道府県の状況（高い順）＞

順位	都道府県名	保険料基準額
1	沖縄県	5,880円
2	新潟県	5,634円
3	石川県	5,546円
4	富山県	5,513円
5	和歌山県	5,501円
6	青森県	5,491円
7	長崎県	5,421円
}		
47	栃木県	4,409円
全国平均		4,972円

### ＜保険者等の将来予測＞

★現在でも保険料が全国でも高い水準となっており、高齢化進展の対策として、介護サービスの拡充や介護施設の整備等を行えば、公費負担の増大や更なる介護保険料の上昇が見込まれることから、現行の費用負担割合では被保険者の負担が増大し、保険者の介護保険財政の破綻を招く恐れが予測される。

### ＜現在の公費費用負担の状況＞



○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業  
 <離島加算制度と軽減事業の対比>

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人等のみ
利用者負担	介護報酬（加算前）の11.5%	介護報酬（加算前）の10.35%

○賃金格差について

所定内給与（月額）比較

単位：千円

	全産業
長崎県	238.1
全国	296.2

※平成22年度賃金基本構造統計調査  
 (厚生労働省)

介護事業所の所定内賃金（月給）

単位：円

職 種	長崎県	全 国
全 体	183,321	216,494
訪問介護員	148,580	189,718
介護職員	167,903	196,142
看護職員	215,201	262,717

※平成22年度介護労働実態調査  
 (介護労働安定センター長崎支部)

○離職率について

単位：%

職 種	離職率	
	長崎県	全国
介護職員等※	18.7	17.8

※訪問介護員、介護職員の合計  
 ※平成22年度介護労働実態調査  
 (介護労働安定センター長崎支部)

【1 保険料負担の軽減について】

○保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げとは

介護給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また保険料負担として第1号被保険者分が21%、第2号被保険者分が29%となっています。

このうちの国負担分である25%（施設等給付費20%）の割合を引き上げていただくことを望みます。

○費用負担の抜本的な見直しとは

本県においては、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。今後も保険給付費の増加が予測されることから、現行の負担割合では被保険者の負担能力を超えた介護保険料が賦課されることとなり、保険料未納額が増大し、介護保険財政の破綻を招く恐れもあります。そのため、前述の国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者の負担を軽減していただくことを望みます。

## 【2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について】

### ○軽減制度の対象とは

離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を提供した場合に事業者を支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。このために、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」がありますが、その対象となる事業は訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業だけとなっております。

### ○現行の加算制度全てを網羅するよう拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象を訪問入浴介護事業及び訪問看護事業にも拡大していただくことを望みます。

### ○軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象者は市町村民税非課税者のみであり、対象となる事業所も社会福祉法人等が運営する事業所のみです。

また、軽減事業の対象となったとしても、利用者の負担は、本来の1割負担を超えるものであり、本土の利用者との格差は解消されません。

よって、この格差を完全に解消するために、対象者及び対象事業者を全ての利用者、全ての事業者とし、更に本土と比較した場合の超過負担額全てを軽減の対象としていただくことを望みます。

## 【3 介護職員等の処遇改善について】

### ○介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すとは

今回の介護職員処遇改善加算（以下「加算」という）制度は、介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）制度の仕組みを踏襲されたものですが、長崎県においては依然として他業種との賃金格差が生じていること、また、離職率が高いこともあり、介護人材の安定的な確保には、なお一層の処遇改善（賃金格差是正策等）が必要です。

（平成22年度 交付金による処遇改善実績 13,840円/人・月額換算）

### ○加算対象事業所及び職種を拡大することとは

介護（施設）事業所は、介護職員以外の職種でも他の事業所等と比べて、賃金水準が低いことから、現在、加算の対象外となっている訪問看護等も加算対象事業所とすること。

また、看護師等の介護職員以外の職種についても加算対象職種とすることを望みます。

### ○県、市町及び利用者の負担増にならないよう配慮とは

加算に係る費用については、利用者の負担分も含め保険給付費に対する国庫負担の割合を引き上げるなどの見直しをしていただくことを望みます。

# 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

### 重度障害者医療費助成制度の実施状況

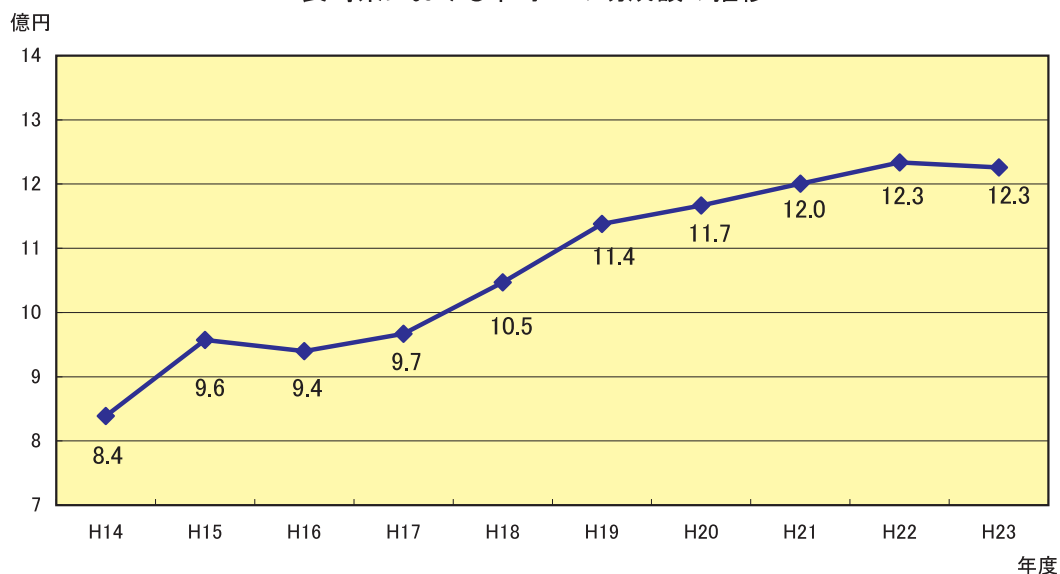
#### 【全国の実施状況】

- ・対象者
    - 身体障害者 重度：47都道府県  
                  中度：22都府県
    - 知的障害者 重度：47都道府県  
                  中度：10県
    - 精神障害者 重度：20道県  
                  中度：8 県
  - ・自己負担 有： 29都道府県  
                  無： 18府県
  - ・支払方法 現物給付：22道府県  
                  償還払い：18県  
                  併用： 7 都県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね  
1/2を道府県が補助  
(東京都は都が直接実施)

#### 【長崎県の制度】

- ・対象者
  - 身体障害者 身障手帳1～3級所持者
  - 知的障害者 療育手帳A1、A2、  
                  B1所持者
  - ※身障手帳3級及び療育手帳B1所持者については、助成率は2/3で、後期高齢者医療制度加入者は対象外
  - ※精神障害者は対象外
- ・自己負担 同一医療機関ごとに  
                  1日 800円  
                  (月上限1,600円)
- ・支払方法 償還払い

長崎県における市町への助成額の推移





**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

重度障害者医療費助成制度は、重度障害者であり、かつ、医療費の支払が困難な者を対象とした医療費の助成を措置する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施しています。

障害者は疾病に対する抵抗力が弱く、罹患率も高いので、本人及び介護にあたる保護者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることができます。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、全国一律の制度であるべきところ、財政力などに差があることから、助成の内容が各自治体により異なります。

また、重度障害者医療費助成制度は、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、以下の課題があります。

- (1) 対象者である重度障害者の増加が今後も見込まれることもあり、各都道府県及び市町村の財政にかなりの負担となっていること。
- (2) 本県においては、精神障害者が障害者として身体障害者や知的障害者と並んで法的に位置づけられることになったものの、当助成制度の対象外となっていることから対象を拡大することなどの要望があっていること。
- (3) 対象を拡大するにあたっては、現在の財政の状況を踏まえると自己負担額の増などを検討しなければ制度を維持できず、対象者に対して新たな負担が生じる可能性があること。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

障害者本人及び介護にあたる保護者とその家族の生活の安心を下支えする制度として重度障害者医療費助成制度を国において創設され、必要な財政措置をされることを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

国における制度として、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けられることとなり、また、必要な財政措置がなされることにより、より安定的な制度運営が可能となります。

# こころの健康を守り推進する基本法の制定について

【厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

国民のすべてを対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を推進するための「こころの健康を守り推進する基本法」を制定すること

### 1 自殺者数(警察統計)

						(人)
H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
473	423	406	399	400	391	347

### 2 精神障害者保健福祉手帳

○所持者数 7,452人 (平成23年3月末現在)

		(人)
1 級	1,002	
2 級	4,990	
3 級	1,460	

### 3 自立支援医療(精神通院医療)

○受給者数 14,586人 (平成22年6月30日現在)

### 4 精神科病院

○精神科病院 38ヶ所 (平成23年6月30日現在)

### 5 精神科病院における入院者の状況(平成22年6月30日現在)

○全入院者数 7,307 人

○入院形態別 (人、%)

	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他
入院者数	32	1,912	5,346	17
構成比	0.4	26.2	73.2	0.2

○年齢別 (人、%)

	～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳～	
	うち75歳以上				
入院者数	50	479	3,027	3,751	2,030
構成比	0.7	6.6	41.4	51.3	27.8

○在院期間別 (人、%)

	6月未満	6月～1年	1～5年	5～10年	10年以上	
	うち20年以上					
入院者数	1,614	543	2,130	1,223	1,797	959
構成比	22.1	7.4	29.2	16.7	24.6	13.1

○疾患別 (人、%)

	症状性を含む器質性精神障害	精神作用物質による精神及び行動の障害	統合失調症、統合失調症障害、妄想性	気分(感情)障害	その他
入院者数	1,381	467	4,132	679	648
構成比	18.9	6.4	56.5	9.3	8.9

## 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

全国の自殺者数は毎年3万人を超えており、また、精神疾患の患者数は323万人で、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病のいずれの疾病の患者数よりも多くなっています。

本県においても、平成10年以降毎年およそ400の方が自殺で亡くなるという深刻な状況にあり、また、精神科病院入院患者と精神疾患による自立支援医療の受給者を合わせると、約22,000人にのぼります。

WHOによる世界標準の指標によると、精神疾患は三大疾患に位置付けられており、日本においても、三大疾患にふさわしい総合的で長期的な施策の充実が求められています。

## 【2】本県が望むことは以下のとおりです。

### 1 精神疾患を有する者の権利及びその人権の尊重・差別の禁止

- ①すべての精神疾患を有する者が、それぞれ、個人としての尊厳をもった人格として尊重され、かつ、科学的知見に基づいた適切な精神保健・福祉サービスを受けることは、これらの者が有する権利であること。
- ②すべての精神疾患を有する者の人権が尊重され、精神疾患を有する者であることを理由に差別されないよう、配慮されたものでなければならないこと。

### 2 地域社会におけるサービスの提供体制の整備と予防・早期発見の重要性

- ①精神保健・福祉サービスは、精神疾患が誰でもかかり得るものであるとの認識を前提に、どこに住んでいても等しくサービスを受けることができるものとして提供されるものとするとともに、精神疾患を有する者がその病状の許す限りできるだけ地域社会における日常生活を営みながら、包括的・総合的な精神保健・福祉サービスとしてこれを受けることができるようにすること。
- ②精神保健・医療福祉サービスの提供体制は、精神疾患の予防・早期発見の重要性に配慮して構築されること。

### 3 適切で良質な精神科医療の提供

すべての精神疾患を有する者が、その精神疾患の状況に応じて適切で良質な医療を受けることができるようにすること。

### 4 家族・介護者支援の充実

精神疾患を有する者の家族その他の介護者が支援のためのサービスを受けることは、これらの者が有する権利であるとの認識の下に、これらの者に対する支援のための施策の充実が図られること。

### 5 教育・啓発の重要性

精神疾患を有する者に対する正当な根拠のない偏見を払拭するよう、精神疾患に関する正確かつ十分な知識や情報を伝えるため、国民に対する充実した教育及び啓発がなされること。

# 子ども・子育て支援対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育てを社会全体で支援する「子ども・子育て新システム」の実施にあたっては、以下の事項に配慮すること
  - (1) 地方の実情を踏まえ、実質的な協議を行い、地方の意見を反映させること
  - (2) 新システムへの移行にあたり、新たな地方負担を設けず、また、必要な財源措置を確実に行うこと
  - (3) 新システムにおいては、学校教育・保育の質の確保を含め、サービスを向上させるよう配慮すること
  
- 2 「子ども・子育て新システム」が実現されるまでは、地域の実情に応じた子育て支援を推進できるよう、以下の措置を講じること
  - (1) 安心こども基金事業については、待機児童解消のための保育所整備、認定こども園の整備及び事業費の確保、社会的養護の充実、ひとり親の自立支援等に対応できるよう、基金事業期間を延長し、必要な財政措置を講じること
  - (2) 放課後児童クラブについては、質の高い環境づくりとあわせ、離島・過疎地域における小規模クラブの確保のため、財政措置を拡充すること
  - (3) 児童人口減少地域における幼児教育・保育を確保するため、定員20名未満の小規模保育所についても新たな財政措置を講じること
  
- 3 乳幼児に係る医療保険制度における就学前までの一部負担金を無料にすること。また、これが実現するまでの間、地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合の国民健康保険における国庫支出金の減額措置を廃止すること

## 安心こども基金の概要

事業期間：24年度まで

単位：百万円

	基金配分額	平成21年度決算 時点での取崩額	平成22年度決算 時点での取崩額	平成23年度決算 時点での取崩額	平成24年度当初	基金執行残 (当初後)
保育サービス等の充実	3,848	381	655	829	1,317	549
		66	31	4	17	
すべての子ども・家庭への支援	1,227	77	582	331	17	220
社会的養護の充実	409	50	65	84	84	125
母子家庭等対策(～H26)	1,013	27	75	257	388	266
その他事業(都道府県事務費)	5	1	1	1	1	1
合計	6,502	602	1,409	1,506	1,824	1,161

○認定こども園 H24.4.1認定数42か所

○基金事業による保育所施設整備 H23年度 21カ所

## 放課後児童クラブ

[H23.5.1現在]

年度	17	18	19	20	21	22	23
国庫補助*1	123	130	149	155	166	181	201
県単独*2	2	8	5	9	9	6	2

\*1 長崎市除く

\*2 H18年度から、児童数5～9人のクラブも対象

### 【1 「子ども・子育て新システム」の実施について】

#### ○「子ども・子育て新システム」を実現するための財政措置とは

「子ども・子育て新システム」においては、実施主体は市町村（基礎自治体）とし、社会全体（国、地方、事業主、個人）での費用負担による財源の一本化と、市町村に対する包括的な交付の仕組みが導入されることとなっています。

### 【2 地域の実情に応じた子育て支援の推進について】

#### ◆安心こども基金事業について

##### ○基金事業期間を延長し、必要な財政措置とは

保育所整備や認定こども園の整備及び事業費の確保、社会的養護の充実、ひとり親の自立支援等を推進するためには継続的な財政支援が必要です。十分な事業効果が得られるよう、基金事業期間を延長し、必要な財政措置を望みます。

#### ◆放課後児童クラブについて

##### ○質の高い環境づくりとは

適正な規模（概ね40人程度まで）、生活の場としての機能や衛生・安全面が確保されるのに十分な施設・設備の確保などが全体的に不十分な状況にあり、子どもたちにとって質の高い環境を作ることが必要です。

##### ○離島・過疎地域における小規模クラブとは

本県に多い離島・過疎地域では、少子高齢化の傾向が著しく、このような地域では、少人数を受け入れる放課後児童クラブが必要であり、その確保を図る必要があります。

##### ○財政措置の拡充とは

質の高い環境づくりを推進するためには、財政面の更なる充実が必要であり、補助額の増額及び国庫補助率の嵩上げを望みます。

また、10人未満の小規模クラブに係る運営費についても国庫補助の対象とし、財政措置を講じていただくことを望みます。

#### ◆保育所について

##### ○定員20名未満の小規模保育所に対する財政措置とは

定員20人未満の保育所は公的支援措置は設けられていないが、児童人口減少地域における保育機能の維持・確保の観点から、20人未満の小規模保育所の運営費についても国庫補助の対象とし、財政措置を講じていただくことを望みます。

### 【3 乳幼児に係る健康保険制度について】

#### ○就学前までの一部負担金を無料にすることは

小学校就学前の乳幼児の医療費については、社会保障と税の一体改革において、消費税対象経費となる社会保障4分野のひとつとして助成制度が検討されていますが、現在、乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各都道府県では、この一部負担金を対象に助成を行っています。しかしながら、財政力などに差があることから助成の内容が各団体によって異なります。

本来医療については、全国どこに住んでいても、同じ条件で医療が受けられるよう、健康保険の一部負担金を無料にすることを望みます。

#### ○地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合とは

乳幼児医療費の助成を保護者に支給するのではなく、健康保険の給付と同様に医療機関に直接支払う方法をいいます。

#### ○国民健康保険における国庫支出金の減額措置の廃止とは

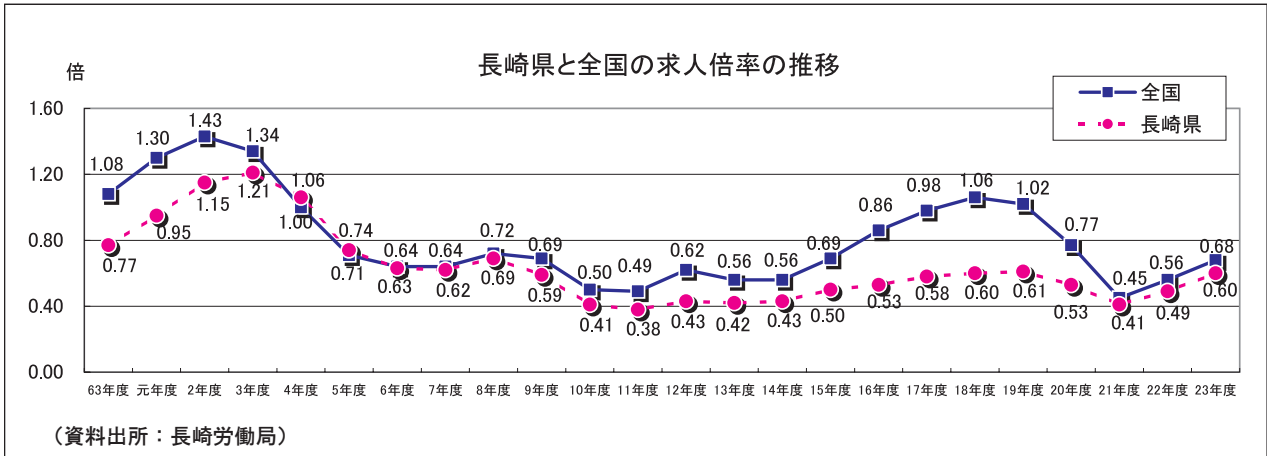
国民健康保険では、医療機関の窓口での支払い額が乳幼児医療費助成の現物給付導入により減額される場合には、医療機関への受診が増加（国保の負担額が増加）するとの考えから、国庫支出金が減額されるため、この減額措置の廃止を望みます。

# 経済・雇用対策について

【厚生労働省、経済産業省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 景気の確実な回復のため、東日本大震災からの復興も踏まえた、中長期的視点に立った的確な経済対策の実施を図ること
- 2 「ふるさと雇用再生特別基金事業」に代わる継続的な雇用機会の創出につながる新たな基金事業を創設すること  
また、「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」について、事業実施期間延長の要件緩和及び増額を行うこと
- 3 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること  
特に、新卒者の厳しい就職環境を踏まえ、就職支援策の拡充を図ること
- 4 女性の就業継続を推進するため、仕事と家庭の両立支援の拡充を図るとともに、子育て等のために離職した女性の再就職支援の充実を図ること
- 5 社会経済のグローバル化に対応するため、県内大学等に在籍し、我が国への就職を希望する留学生に対する就職支援策を講じること
- 6 障害者等の就職促進のため、障害者雇用率未達成企業に対する指導強化や障害者等に対する支援体制の充実を図ること
- 7 高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保及び拡充を図ること
- 8 公共職業能力開発施設及び民間機関を活用し、地域の実情に合った職業訓練機会の充実強化を図ること  
また、地方移管を行った情報処理技能者養成施設については、必要な財政措置を行うこと
- 9 団塊世代の退職や激化する国際競争に対応し、ものづくり産業の基盤となる技能・技術の継承と振興を推進するため、若年者等を対象としたものづくり人材育成支援の充実を図ること
- 10 離島地域の厳しい雇用環境の実情を勘案し、雇用保険制度等の要件緩和を講じること
- 11 企業活動の存続と従業員の生活の安定が図られるよう、「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」について、現行の助成内容等の継続を講じること



【1について】

○中長期的視点に立った的確な経済対策の実施とは

これまで各種の経済対策が実施されてきたところですが、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているものの、先行きについては、欧州の政府債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることや金融資本市場に影響を及ぼしていること等により、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在し、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらには、デフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然残っている状況にあるため、中長期的に景気が安定する経済対策を実施していただくことを望みます。

【2について】

○継続的な雇用機会の創出につながる新たな基金事業を創設することとは

継続雇用を目的とする「ふるさと雇用再生特別基金事業」は、平成24年3月末時点で県全体の雇用者数の8割を超える657名が基金終了後の平成24年4月以降も民間企業等において継続雇用されており、雇用情勢が厳しい本県にとっては極めて有意義な事業となっておりますが、一部事業を除いて平成23年度で終了しております。このため、民間企業等が自立して長期的（3年程度）な雇用機会の創出を図るための取組みを支援（補助等）することにより事業終了後の継続雇用につながる新たな基金事業の創設を望みます。

○事業実施期間延長の要件緩和及び増額を行うこととは

本県の経済・雇用情勢は、全国と比較して、中小企業の割合が相対的に高く、有効求人倍率も持ち直しつつあるものの全国と比べて低い状況が続いており、短期的な雇用創出を目的とする雇用創出基金事業の必要性は依然として高い状態が続いています。このため平成24年度末まで（震災等緊急雇用対応事業については一部平成25年度末まで）となっている重点分野雇用創出事業について、平成25年度以降も事業実施が可能となるよう要件緩和を実施していただくとともに、それに伴う交付金の増額を望みます。

【3について】

○就職促進施策の推進とは

本県では、若者向け就業支援施設「フレッシュワーク」や中高年者向け就業支援施設「再就職支援センター」を設置して、就職に関する悩み相談、適職診断、応募書類の書き方や面接の受け方等のセミナーを実施しており、職業相談機能について、人的支援を含めた予算の確保を望みます。

○新卒者の厳しい就職環境とは

長崎労働局によると、平成24年3月末日現在、大学等の就職内定率は90.7%、高校の就職内定率は96.0%と厳しい状況となっております。

○就職支援策の拡充とは

本県は、厳しい就職環境を踏まえ、平成23年度は高校の就職支援を重点に、県内企業に対して求人票の早期提出要請、高校へ就職支援専門員の配置、合同企業面談会の実施、応募前職場見学の集中的実施など、県と国がそれぞれの施策の連携を図り支援したところです。さらに新卒者の早期就職を促進するため、新卒応援ハローワークの増設など就職支援策の拡充を望みます。

#### 【4について】

##### ○仕事と家庭の両立支援の拡充とは

女性の勤続年数は男性と比べて短く、継続就業を希望しながらも出産・育児等により離職を余儀なくされ、就業の継続に見通しを持ちにくくなっているのが現状です。

働き続けることを希望する女性が退職することなく継続就業できるよう、企業に対して、子育てや介護をしながらも働き続けられる雇用環境の整備に関する啓発や各種制度の周知を効果的に進めるために推進員を配置するなど、仕事と家庭の両立支援の強化を望みます。

##### ○子育て等のために離職した女性の再就職支援の充実とは

出産・育児によりいったん仕事をやめても、子供が育つにつれて就労を希望する女性が多いにも関わらず、実現できていないのが現状です。こうした子育て等により離職した女性への再就職支援を推進するため、マザーズハローワークの増設などを望みます。

#### 【5について】

##### ○留学生に対する就職支援策とは

社会経済のグローバル化に対応するためには、留学生の受入れを増進するなどの積極的な取り組みが必要です。このため、県内大学等に在籍する留学生を卒業後に国内へ就職させるために、留学生の就職を促進するための留学生求人開拓推進員（仮称）の配置や留学生を採用した企業への助成金制度の創設など就職支援の強化を望みます。

#### 【6について】

##### ○障害者雇用率未達成企業の指導強化や障害者等の支援体制の充実とは

約4割にのぼる雇用率未達成企業の解消を図るとともに、仕事に就くのが困難な障害者や難病患者等の就業支援をきめ細かに行き就職を促進するため、障害者求人開拓推進員（仮称）の配置など支援体制の充実を望みます。

#### 【7について】

##### ○シルバー人材センター事業についての補助金の確保及び拡充とは

シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供し、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与しており、超高齢化社会において、その果たすべき役割はますます重要です。

しかしながら、行政刷新会議の事業仕分けにより、国の平成23年度におけるシルバー事業関係予算は、平成21年度に比べ、32.8%、約44億9千万円の削減がなされ、平成24年度については、前年度とほぼ同額の予算が確保されたものの、センター運営の要である職員の削減を余儀なくされるなど、シルバー事業の運営は非常に厳しい状況となっています。

今後、シルバー人材センターの円滑な運営を図るため、事業推進に必要な補助金の確保・拡充を望みます。

#### 【8について】

##### ○地域の実情に合った職業訓練機会の充実とは

- ・成長が見込まれる分野やものづくり分野の推進をうたっている国の職業能力開発基本計画の内容を具体化するため、ポリテクセンターにおけるものづくり訓練や専門学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練の充実強化（介護福祉士養成訓練の充実、離島における訓練単価増など）を望みます。
- ・公共職業能力開発施設整備事業は高度化・多様化するニーズに対応した訓練実施に必要な不可欠な事業であり、十分な予算の確保を望みます。

##### ○情報処理養成施設についての必要な財政措置とは

独立行政法人雇用・能力開発機構が設置していた情報処理技能者養成施設（ICC）については、本県の諫早市が譲渡を受けており、必要な施設の修繕費等について、来年度も今年度と同様、確実に予算措置されるよう望みます。



## 【9について】

### ○若年者等を対象としたものづくり人材育成への支援とは

- ・製造業を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、本県では、ものづくり人材の裾野の拡大と熟練技能の維持・継承を図るため、高校生を対象とした溶接技術等の習得支援や技能検定受験の促進、熟練技能者等による児童・生徒のものづくり体験などを実施しており、このような施策への支援を望みます。
- ・本県は、県土面積の4割が離島である全国一の離島県で、また、本土においても三方を海に囲まれた半島が多くを占めており、このような地勢上の制約から、高等技術専門校の施設内訓練でのサービス提供にも限界があります。このため、離島を含む県内各地域の産業振興を図るため、新たに、熟練技能者等の専門家派遣による技術指導や企業施設等を活用した技能・技術訓練を出前方式で実施することとしており、このような施策への支援を望みます。

## 【10について】

### ○雇用保険制度等の要件緩和とは

#### ①循環的離職者の受給要件の緩和

雇用の場が限られている離島地域において、同一事業所に就職、離職を繰り返し、その都度雇用保険の失業給付を受給する循環的離職者に対し、全国一律に受給を制限する取扱いを実施するのではなく、求職者本人の再就職に向けた就職活動等をもって判断するなど、地域の実情を勘案した取扱いを望みます。

#### ②障害者就業・生活支援センターの設置要件の緩和

国においては、障害福祉圏域に1つのセンター設置を目指すこととしていますが、離島地域においては、就業機会が少ないなどにより設置要件を満たす法人が無い場合、センターの設置要件の引き下げを望みます。

#### ※障害者就業・生活支援センター

社会福祉法人が受託するセンターでは、障害者の方の就職の促進や職場定着を目的に、関係機関と連携しながら、就業による自立とそれに伴う日常生活や社会生活に必要な指導・助言などの支援を行っています。

(参考) 年間委託料(平成23年度) 厚生労働省 就業支援約1,100万円 生活支援 約500万円

#### ※センター設置の要件

障害者の就業に関する支援活動が

- ・過去3年間で就職者10名以上
- ・過去3年間で職場実習のあっせんが20件以上

## 【11について】

### ○現行の助成内容等の継続とは

数次にわたる助成内容等の拡充により雇用維持が図られ、本県の厳しい雇用情勢の下支えとなっているところです。本県の経済・雇用情勢は、全国と比較して、中小企業の割合が相対的に高く、有効求人倍率もやや持ち直しつつあるものの、全国と比べて低い状況が続いており、助成金の活用状況は依然として高い状態であることから、「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」において現行の助成内容等の継続を望みます。

#### 【現行の助成内容等】

- ・支給要件
  - ・最近3ヶ月の生産量、又は売上高等の指標がその直前3ヶ月又は前年同期と比べて5%以上減少(中小企業で前期決算等の経常利益が赤字の場合、5%未満の減少でも可)
  - ・東日本大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた企業の場合、通常の実業要件に加え、生産量又は売上高等の指標が前々年同期に比べ10%以上減少でも可
  - ・円高の影響を受けた企業の場合、通常、直近3ヶ月の状況を基準に判断する生産量等の減少要件を1ヶ月に短縮
- ・助成率
  - 大企業2/3(解雇等を行わない場合3/4)、中小企業4/5(解雇等を行わない場合9/10)
- ・職業訓練費
  - 大企業4,000円、中小企業6,000円
- ・支給限度日数
  - 3年間300日

# べっ甲原料の確保方策について

【経済産業省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 国内でのタイマイ増養殖事業の実現に対する支援
- 2 タイマイの輸入再開に向けた取組

## 長崎べっ甲業界におけるタイマイ輸入制限前の状況と現状の比較

項目	平成元年度①	平成22年度②(※)	増減数	比率②／① (%)
事業所数(事業所)	102	49	△ 53	48.0
従業者数 (人)	1,229	157	△1,072	12.8
職人 (人)	476	64	△ 412	13.4
営業 (人)	753	93	△ 660	12.4
生産額 (億円)	31	2	△ 29	6.5

(※) べっ甲業界実態調査(一般社団法人日本べっ甲協会)より

## 歴史と伝統に培われたべっ甲職人の技



## 現在の長崎べっ甲細工



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

日本は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保の撤回を決定し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。

3年おきに開催されるワシントン条約締約国会議において、ダウンリスト（ワシントン条約における附属書Ⅰから附属書Ⅱに移ることで、一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、平成22年3月にカタル国で開催された第15回会議においてもダウンリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。

国においてはべっ甲等資源確保対策事業として、タイマイの国内増養殖技術開発や貿易取引再開に向けた国際的取組への支援が行われており、平成23年度には、タイマイ養殖に適した飼育技術を開発するとともに、タイマイ養殖マニュアルを作成するため、これまでの研究開発の結果がとりまとめられるなど、大きな成果が得られています。長崎県においても、平成3年度から長崎べっ甲対策として各種支援を行いながら、伝統工芸であるべっ甲産業の育成を図っています。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・タイマイの輸入再開の目途がたっていない中、タイマイに代わる材料が存在しないため、300年以上も続いてきた、歴史的・文化的に貴重なべっ甲産業は存続の危機に直面しています。
- ・タイマイの増養殖技術開発が成功した後、その研究成果を活用し、べっ甲産業界が単独で増養殖事業を実現していくには多大な費用がかかり、事業継続の困難が懸念されます。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・技術開発の成果を活用したタイマイ増養殖事業を実現させ、べっ甲の原料として低廉な価格で取得・取引が可能となるような対策等を措置されることを望みます。
- ・タイマイの取引再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を実施されることを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・タイマイの安定的かつ継続的な確保が可能となり、原料の枯渇を避けることができれば、後継者の育成や産業の存続が可能となります。

# 電気自動車等の普及促進について

【経済産業省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

電気自動車（EV）は、環境にやさしく、老若男女が負担なく移動できる社会モデルを創造するとともに、日本の自動車産業（技術）が世界トップを走り続けるために不可欠なツールである。その社会モデルの普及のためには、EVとともに、充電環境やEVとの通信環境のインフラ整備を一体的に推進する必要があることから、以下により、特に地方部においてその重点的整備、普及を行うこと。

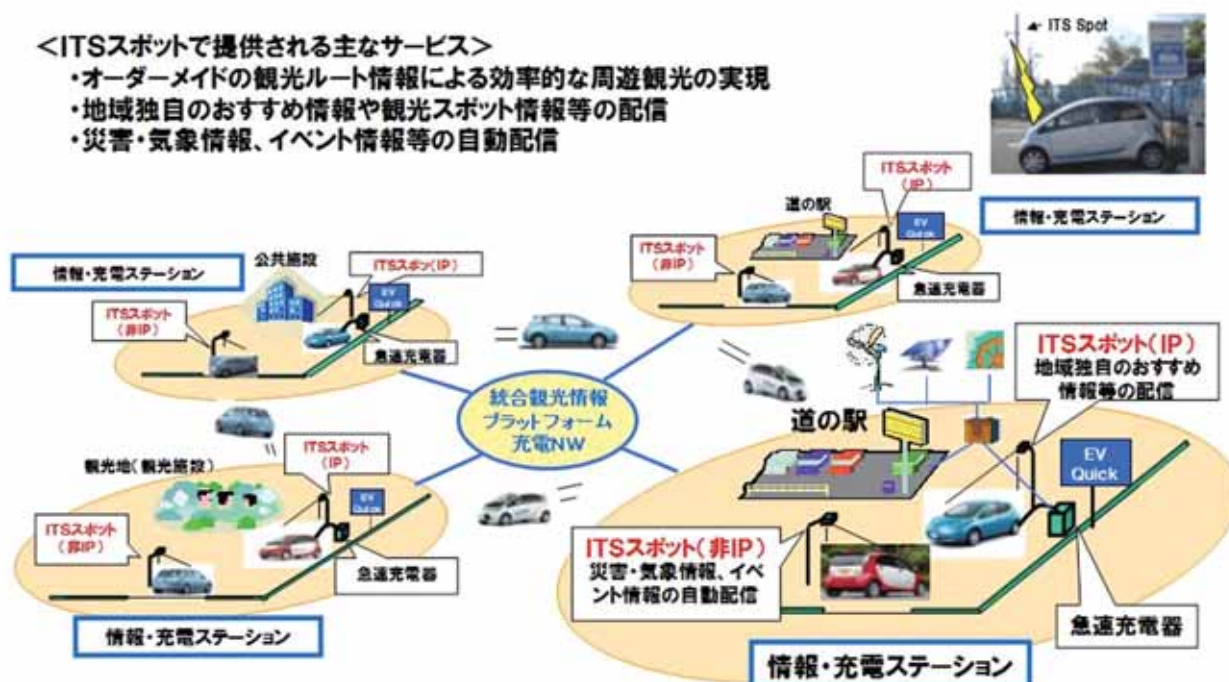
- 1 高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）、道の駅への急速充電器の整備を推進すること
- 2 SA、PA、道の駅へのITSスポットの整備を推進すること。  
※ITS：高度道路交通システム
- 3 道の駅などに急速充電器とITSスポットを設置し、情報・充電ステーションとして面的に整備、ネットワーク化することで、EVで安心して効率的に周遊できる「次世代EV社会モデル（長崎EV&ITS（エビッツ）モデル）」の全国への普及、展開を支援すること

## 長崎EV&ITS(エビッツ)プロジェクト

EV(電気自動車)とITS(高度道路交通システム)を活用した未来型ドライブ観光システムを構築し、道路交通の活性化、観光振興、地域産業の振興による地域活性化を推進

### <ITSスポットで提供される主なサービス>

- ・オーダーメイドの観光ルート情報による効率的な周遊観光の実現
- ・地域独自のおすすめ情報や観光スポット情報等の配信
- ・災害・気象情報、イベント情報等の自動配信



### 【1 急速充電器の整備について】

#### ○高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）、道の駅への急速充電器の整備を推進することとは

- ・電気自動車（EV）は、走行中の大気汚染物質の排出がなく、走行時の騒音もほとんどないなど環境への負荷が少ない次世代自動車であるが、ガソリン車と比べて走行可能距離が短く、長距離を走行する場合は経路上での充電が不可欠です。
- ・現在、EV販売メーカーや自治体等が急速充電器の整備を進めていますが、現在、全国の急速充電器設置箇所は、都市部を中心に約800箇所の整備に止まっています。
- ・高速道路のSA、PA、道の駅は、長距離を運転する際の休憩箇所として全国に整備されており、ここに急速充電器を設置することは、EVの走行環境を全国的に整備することにつながります。
- ・ガソリン車は、ガソリンスタンドでしか給油することはできませんが、EVは、通常は自宅等の自動車保管場所で充電するので、充電スタンドが民間ビジネスとして設置拡大していくことは、EVの普及台数が少ない現在では期待できません。
- ・そこで、EVの走行環境を整備し、EVの普及を促進するため、特に民間における整備が進みにくい地方部のSA、PA、道の駅に急速充電器の整備を推進する国の新たな施策（国による整備、SA等の管理者への設置の義務付け、設置費の全額補助等）の創設を提案するものです。

### 【2 ITSスポットの整備について】

#### ○SA、PA、道の駅へのITSスポットの整備を推進することとは

- ・ITSスポットは、交通情報の配信や、ドライブ中の安全運転支援等を実現するため、国において高速道路などに設置を進めていますが、SA、PA、特に道の駅にはほとんど設置されていません。
- ・ITSスポットは、ITSスポット対応カーナビとの間で高速・大容量通信が可能であり、一部のSAや道の駅では、交通情報だけでなく、地域の観光情報等の配信を行っております。
- ・IP系ITSスポットは、充電設備の情報配信に活用できることから、EVへの情報配信のため、急速充電器と一体的な設置が有効です。
- ・ITSを交通情報の配信だけでなく、運転者に対して、EVの充電設備情報や地域の観光情報等を含めて総合的に情報発信する道路インフラとして全国に普及させていくため、国において、道路における情報発信拠点であるSA、PA、道の駅へのITSスポットの重点的整備を推進することを提案するものです。

### 【3 長崎EV&ITS（エビッツ）モデルの普及、展開支援について】

- ・長崎県五島列島で推進している長崎EV&ITSプロジェクトは、EVをレンタカー等として先行導入するとともに、道の駅や観光施設（公園、温泉等）、公共施設（港ターミナル、役場等）に急速充電器とITSスポットを「情報・充電ステーション」として整備しています。
- ・情報・充電ステーションにおいて、充電設備や地域の観光情報等をその位置情報とともに配信することでEVで安心して効率的に周遊できる次世代EV社会モデル（長崎EV&ITS（エビッツ）モデル）を構築しています。さらに、情報・充電ステーションを再生可能エネルギーを活用した防災拠点とするほか、情報通信基盤を活用した地域コミュニティの活性化などにも取り組む予定であります。
- ・EVの普及だけでなく、次世代EV社会基盤の整備、公共サービスの向上にも寄与する「長崎EV&ITS（エビッツ）モデル」を全国に普及、展開させるための国の支援をお願いするものです。

# ぼた山防災対策について

【経済産業省】

## 【提案・要望の具体的内容】

ぼた山における大規模な災害発生に対応するための新しい災害復旧制度の創設又は現行の災害復旧制度の活用を可能とすること

### 平成15年度被災状況

(新高野炭鉱肥前ぼた山 (佐世保市世知原町))



### 平成18年度被災状況

(丸尾炭鉱本坑ぼた山 (佐世保市江迎町))



### 平成21年度防災工事状況

(吉福炭鉱2号ぼた山 (佐世保市吉井町))



### 【参考】

- ・平成23年度末基金残高：387百万円
- ・基金を取り崩して実施した主な防災工事等  
H15年度：15,097千円  
H18年度：7,022千円  
H19年度：22,749千円  
H20年度：4,243千円  
H21年度：15,060千円

(参考)

本県のぼた山の状況

ぼた山数	無資力ぼた山		有資力ぼた山		不明
	危険箇所	工事完了箇所	有資力ぼた山	不明	
157	85	68	54	18	

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

無資力ぼた山の危険箇所については、国の「ぼた山災害防止工事費補助金」（平成13年度終了）により防災工事を実施済みですが、工事後数十年を経過している箇所もあり、今後災害の増加が懸念されます。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・本県では、平成11年度から「産炭地域活性化事業費補助金（産炭地域環境整備事業費）」に基づき、ぼた山防災施設の管理及び補修を主目的として「長崎県ぼた山等環境整備基金」を造成いたしました。
- ・ぼた山災害が発生した場合は当該基金を取り崩して防災工事を実施しておりますが、基金残額には限りがあります。
- ・また、ぼた山災害には一般の災害復旧制度が適用できないため、基金で対応できないような大規模なぼた山災害には復旧の手立てがありません。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・現行の基金では対応困難な大規模なぼた山災害にも対応できる新たな災害復旧制度を創設していただくこと、又は、公共土木施設災害復旧事業等の現行の災害復旧制度をぼた山災害復旧事業にも適用できるようにしていただくことを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

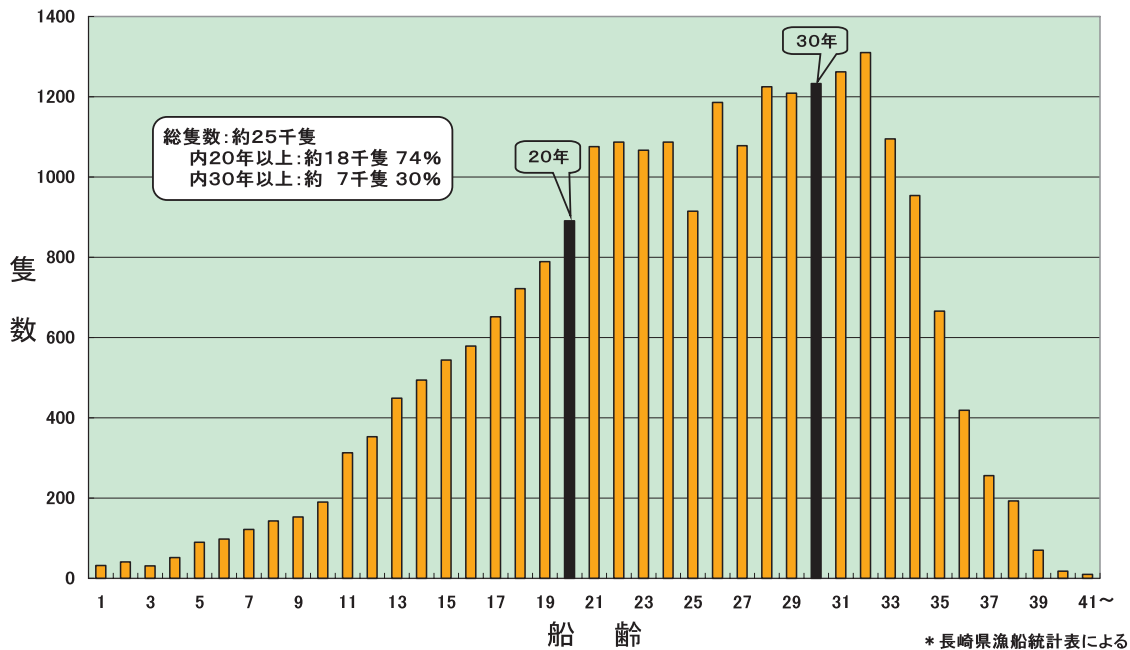
- ・基金以外の国の制度を整備し、大規模なぼた山災害発生への適切な対応を可能とすることで、住民の生命・身体・財産の安全を確保し、災害に強い安全・安心で快適な地域づくりを推進することが可能となります。

# FRP漁船の廃船処理対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 FRP船リサイクルシステムについて、より利用しやすくするための見直しを行うこと
- 2 FRP漁船の廃船処理（リサイクル）に係る法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等を構築すること
- 3 特に、老朽化が進み長期間放置・係留等が懸念されるFRP漁船については、廃船処理費用に係る財政的な支援措置を至急講じること



長崎県におけるFRP漁船の船齢別隻数(H22年12月末現在)

長崎県におけるFRP船リサイクルシステムと産業廃棄物処理における処理費用の比較例（12m未満船の場合）

処理方法	処理費用/隻	備 考
リサイクルシステム	31~34万円	一斉処理、一斉処理+前処理等
産業廃棄物処理	15~22万円	一斉処理、一斉処理+金属リサイクル処理等

※平成21、22年に県内で比較実施 ※輸送費を除く

全国（九州）におけるFRP船リサイクルシステムの処理実績（隻）

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22
処理実績	146(20)	629(41)	786(27)	758(59)	707(26)	758(61)

※(社)日本舟艇工業会資料より抜粋



### 【1 「FRP船リサイクルシステム」について】

#### ○より利用しやすくするための見直しとは

長崎県のFRP漁船の7割以上は船齢20年以上となっており、老朽化が進んでいます。また、全国の様態も本県と同様であり、FRP漁船の使用年数（一般的に30～40年）から判断すると、今後10年程度で使用を終え、廃船が大量に排出され始めると予想されます。

現行のFRP船リサイクルシステムは、高額なリサイクル料や搬送料に加え、受付期間や取引場所が限定される等の課題があり、処理実績は伸びていません。現在、廃FRP船の多くは、処理コストが割安な産業廃棄物で処理されていますが、処分場の残余容量より、大量の廃FRP漁船が排出されると、すべての廃船を処分することは難しくなるのではないかと懸念されます。

今後予想される廃FRP漁船の大量排出に備え、当該システムの割高な処理コストや限定的な取引場所・受付期間等を改善し、排出者がより利用しやすいシステムを早急に構築する必要があります。

### 【2 「法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等」について】

#### ○法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等とは

全国の都道府県を対象にFRP漁船の廃船処理に係るアンケート調査を行ったところ、回答県の約8割から、国等による財政的な支援や処理費用を予め預託・積立制度の構築が必要であるとの回答が得られました。廃船処理対策の抜本的な解決には、自動車や家電製品のようなリサイクル法の整備並びに業界も巻き込んだ中での処理費用の預託・積立制度等の構築が必要と考えます。

なお、法的な整備を進めるにあたっては、FRP漁船は自動車や家電製品と比べて、①再生率が低く、処理費用が割高、②使用年数が長く、転売等で所有者が変更になる等、一貫した管理が困難、③関連業界が大手企業から中小、零細企業まで多岐にわたっていることから、統一的な対応が難しいといった課題があり、今後これらの解決が必要です。

### 【3 「廃船処理費用に係る財政的な支援措置」について】

#### ○財政的な支援措置とは

廃船処理には高額な処理費用や手間を要することから、漁港や港湾等に長期間放置・係留されるFRP船が全国的に確認され、問題化しています。今後、行政側が放置船を処理するケースが増えると、行政負担の増大も懸念されます。

排出者負担が原則ではありますが、特に船齢30年以上の船については、廃船まであまり期間がないことから、所有者の経済状態や所在不明等、長期間放置される可能性の高い船の、廃船処理に要する経費について、特例として財政的な支援措置を至急講じる必要があります。

# 漁業の安全操業確保への環境整備について

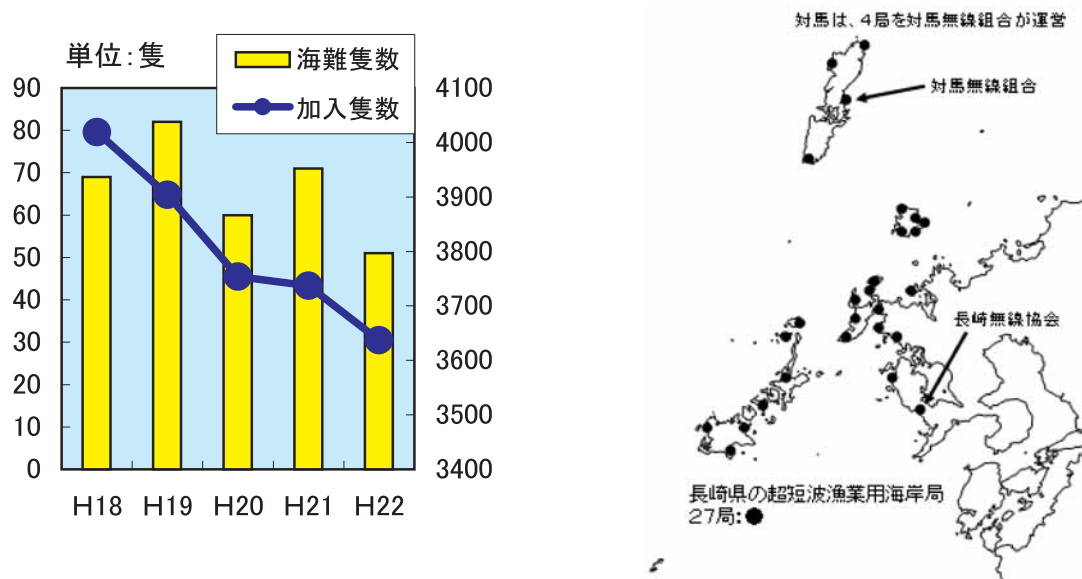
【総務省、農林水産省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

「東日本大震災」の被災実態等を踏まえ、津波災害や予期せぬ事故から漁業者の命と漁船等の財産を守るため、緊急時連絡通報手段の確保対策を講じるとともに、海上作業に従事する漁業者へのライフジャケット着用が義務化されるように提案します。

- 1 緊急情報を自動受信可能な漁業無線への加入促進を図るため、漁船の漁業無線海岸局への加入義務化並びに漁業無線設置への支援措置を講じること
- 2 漁業無線事業の継続のために、統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じること
- 3 漁業操業の安全・適正化を確保するだけでなく、離島における漁業は国境監視等の役割も果たしているため、離島の漁業無線存続のために支援措置を講じること
- 4 沖合漁場での通信には、衛星船舶電話を使用している実態もあるため、2014年の全面的な通信システム変更に伴う漁業者の負担増に対し、費用助成等の支援を行うこと
- 5 漁業者の安全操業を確保するため、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」を改正し、全面的なライフジャケット着用義務化の措置を講じること

長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



※ 海難事故は毎年発生しているが、漁業無線海岸局に加入し、航海警報や位置情報等の交信を行う漁業者は年々減少している。

(出典) 海難隻数：第7管区海上保安部「漁船海難月報」  
加入隻数：漁業取締室調べ

### 【1 漁船の漁業無線海岸局への加入義務化の措置を講じること について】

- 漁船の航行並びに操業の安全確保はもとより、災害発生時等の緊急時の漁船への連絡には、漁業無線の一斉通報が有効な通信手段です。
- H23.3.11東日本大震災の際、停泊中の漁船の中には、高台にある無線局から津波の目視情報を受信し、漂流物を避けて津波の中を沖合いに向け航行し、避航した船舶が確認されています。
- しかしながら、漁船には漁業無線海岸局への加入義務がないため、携帯電話の普及等により、漁業無線海岸局への加入船舶が減少しています。無線事業の運営が困難となった団体が無線業務を廃止すれば、漁業者の安全操業が確保できなくなる恐れがあります。
- 漁船の海岸局への加入を義務づけることは、規制緩和と逆行することとなりますが、漁業者の安全操業確保のために漁船は海岸局に加入し、陸上と確実に通信できる手段が確保されることが必要不可欠です。

### 【2 統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じること について】

- H23.3.11東日本大震災の際に、被災を免れた岩手県釜石漁業無線局は、地震発生と同時に大津波の来襲が予想されたため、漁船への避難呼びかけ、津波情報や安否情報を繰り返し発信し、これにより被災を免れた数多くの船舶が確認されています。
- 漁業無線事業のみに特化した漁業協同組合等の団体は、組合員の賦課金のみが事業収入であることから、組合員の減少により非常に厳しい事業運営を強いられています。
- よって漁業無線通信事業を将来にわたり継続していくためには、漁業無線海岸局の存続について国が支援を行うことが必要です。
- そこで、漁業無線事業の統廃合等の合理化に取り組む団体に対しては、無線施設の整備（増設や改修等）にかかる経費を助成することで統廃合が促進され、無線局の体制強化が図られます。

### 【3 離島地域の漁業無線事業存続に必要な支援措置を講じること 衛星船舶電話については、2014年の通信システム変更に伴う費用助成等の支援を行うこと について】

- 離島地域における漁業無線事業は、操業の安全・適正化を確保するだけでなく、国境監視等の役割を担っています。
- そこで、漁業無線通信を維持・継続するためには、離島の漁業無線海岸局の存続に対して、国が支援措置を講じることが必要です。
- また、沖合漁場での僚船間の通信には、衛星船舶電話の使用が拡大していますが、2014年の通信システム変更に伴い、通信機器の交換による漁業者の負担増が懸念されます。そのため、費用助成等による負担軽減対策を要望します。

### 【4 ライフジャケット着用義務化の措置を講じることについて】

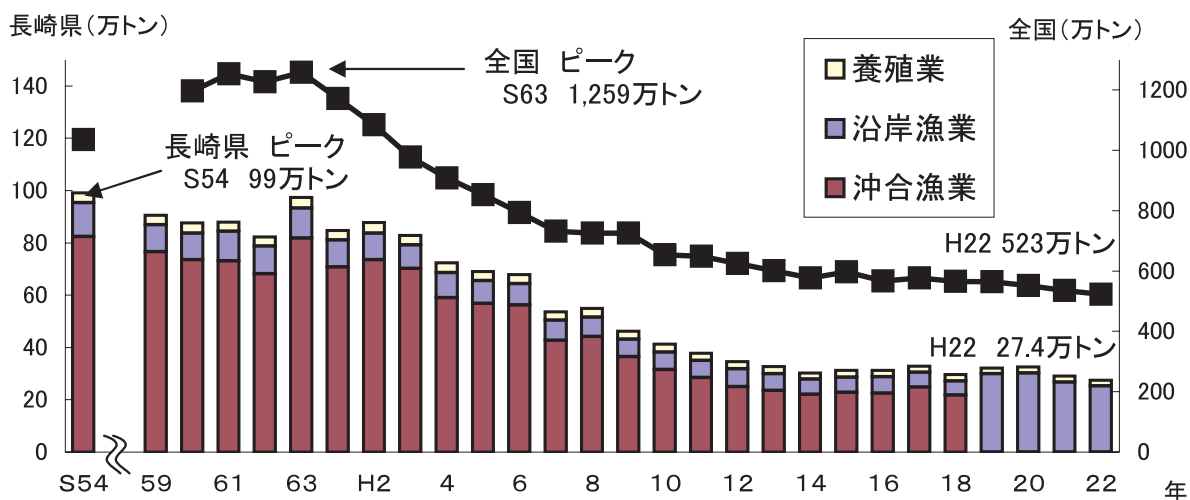
- 「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」では、漁船に適用するライフジャケットの着用義務について、「航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに從事している場合」と規定していることから、2人以上が乗り込んでいる漁船や、漁場に向けて航行している場合などには着用義務が生じません。そこで、漁業者の生命と安全の確保のため、従事形態や乗船人数にかかわらず、ライフジャケットの着用を義務化しなければならないと考えます。

# 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

【外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、独立行政法人水産総合研究センター】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について
  - (1) 日中暫定措置水域・中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早急に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を推進すること
  - (2) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について本県漁業者の意向を踏まえた見直しを行うこと
  - (3) 我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化の他、国境監視の役割を担う沿岸漁業者の監視活動への支援及び監視通報を行う本県漁業取締体制への助成を行うこと
  - (4) 東シナ海における本県漁業者の操業の安全を確保すること
  - (5) 外国船の避泊対策を行うこと
    - ①入域者の避泊基本ルールの遵守の徹底
    - ②指導、監視体制の強化
    - ③本県漁業等への影響を防止する措置の実施
- 2 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について
  - (1) (独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究を充実させること
  - (2) 国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実を図ること
  - (3) 日中韓の三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設及び東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区への設置を行うこと



注) 19年から統計調査項目の変更により沿岸、沖合の区分ができなくなり沿岸漁業へ合算

当該海域を利用する沖合漁業の漁獲量（平成18年）はピーク時（昭和54年）の3分の1以下に減少

協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況（九調及び七管）

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	190
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	38
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	7	228

【1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について】

(1) 日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域

○水産資源の保存・管理措置の確立とは

中国・韓国と日本の双方の排他的経済水域への入漁、操業条件等を内容とする新漁業協定が発効しましたが、排他的経済水域の境界に対する関係国間の見解の相違等から境界が画定されず、日中両国間に、中国漁船に対して我が国の権限が及ばない「日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域」が広範囲に設定されています。

これら暫定措置水域等においては、多数の外国漁船が集中して操業し、本県漁船の操業が困難な状況が生じているとともに資源状態の悪化が懸念されています。

このため、自国の排他的経済水域は中間ラインで境界画定し、当該水域の管理は自国で行う必要がありますが、当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組みによる資源管理措置を確立する必要があります。

○関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続とは

暫定措置水域等における資源の保存・管理措置の早期確立と、我が国が主張する中間線での排他的経済水域の境界画定交渉の継続を要望します。

(2) 我が国排他的経済水域

○中国・韓国漁船の操業条件とは

毎年、新漁業協定に基づく日中及び日韓の政府間交渉により、漁業種類毎に漁獲割当量、操業可能隻数、漁船規模、操業区域、操業期間、制限又は条件、各種手続きが定められています。

(参考)

2011年漁期の漁獲割当量及び隻数（双方とも等量等隻で合意）

日中：10,272トン、366隻

日韓：60,000トン、870隻

○本県漁業者の意向を尊重した見直しとは

本県漁業者においては、五島西沖海域の韓国延縄船の操業禁止区域の堅持、韓国漁船による投棄漁具を出さない取組の実施や対馬西方海域における韓国中型機船底びき網漁業操業区域の縮小、韓国まき網漁船の集魚灯の光力制限設定などの要望があっており、具体的要望事項として毎年別途提出しているところですが、これら要望事項を尊重した操業条件の見直しを要望します。

(3) 取締監視体制

○海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化並びに監視通報を行う県漁業取締体制への助成とは

我が国領海及び排他的経済水域においては、依然として外国漁船による無許可操業や操業日誌不実記載等の違反行為が後を絶たない状況であり、特に平成23年末には本県五島市鳥島付近の領海等において、相次いで2隻の中国漁船が拿捕されるなど、県内漁業者の不安は高まっています。

このため、海上保安庁の巡視船及び水産庁の漁業取締船の高速化や人員の増強など、監視体制の強化を図ることを要望します。

併せて、我が国排他的経済水域等の監視について、現在、日中中間水域、日中暫定水域、日韓暫定措置水域の監視等について、国事業により漁業者が行っているところですが、監視区域等の拡大等事業の充実を要望します。

さらに、本県の漁業取締船においては、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め情報を国の取締機関に通報することとされており、監視体制の一翼を担っていることから本県の漁業取締体制への助成を要望します。

#### (4) 安全確保

##### ○本県漁業者の安全操業の確保とは

東シナ海においては、中国によるガス田開発や尖閣諸島海域における中国漁船の衝突事故など本県漁船の安全航行・操業に支障をきたすような問題も生じていることから、本県漁船の安全航行・操業を含めた当該海域の安全性の確保について要望します。

#### (5) 避泊対策

##### ○避泊の基本ルールを入域者に遵守させるとともに、指導、監視体制を強化とは

荒天時等の外国漁船の避難について、新漁業協定及び業界間で取り決めたルールに基づき、中国漁船による本県玉ノ浦港への避泊が行われており、現地においては、五島市を中心に関係機関で「玉ノ浦港中国漁船等避泊対策協議会」を組織し、連絡体制整備や情報交換などを行っています。

また、避泊時には、現地にて水産庁や海上保安庁が監視・指導を実施していますが、過去に水道管や養殖いかだの破損等があり、また無通報などルールに反した入港も見られることから、避泊漁船に対するルールの徹底指導・監視体制の強化が必要です。

(参考)

- ・ 避泊数：H19年 62隻、H20年 43隻、H21年 46隻（全て中国船）
- ・ 近年は被害事例なし（H14 養殖いかだ50台、83百万円被害、その他、ごみ不法投棄、不法上陸など）

##### ○漁業等への影響を防止する措置の実施とは

避泊地への誘導ブイの設置や、環境保全を目的とした注意喚起用看板の設置を要望します。

## 【2 東シナ海等の資源の維持増大について】

##### ○(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実とは

同研究所は東シナ海、黄海などにおける日中韓の共有資源であるアジ、サバ、イワシ等について、その資源状況の評価や管理に関する調査研究を行っていますが、東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、資源評価の精度向上等が必要であり、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等の研究の充実を望みます。

##### ○国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実とは

同センターは、地球規模の環境の変化が東シナ海・黄海などの海洋生物に及ぼす影響や、海洋生物の多様性の保全と資源回復のための情報発信など、海洋の環境と生物に関する各種研究活動を行っていますが、今後の大学院研究施設の増設や教授陣の充実など体制整備の充実を望みます。

##### ○三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設とは

東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、海洋環境や水産資源に関する調査研究体制の強化とともに、日本、中国、韓国の3カ国による資源の共同管理体制の構築が必要です。

このため、日本、中国、韓国の3カ国による国際的な共同資源管理機構の創設を望みます。

##### ○東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置とは

本県は、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に海洋研究の国際的な交流拠点づくりを推進しています。現在、新長崎漁港地区には、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所及び県総合水産試験場の3試験研究機関が集積しており、東シナ海等の資源研究拠点となっています。

東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）についても、「長崎国際マリン都市構想」に基づき、同地区に設置することを望みます。

# 水産資源の保護を目的とする鯨類の持続的利用について

【外務省、農林水産省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 商業捕鯨の早期再開に向けた取組を強化すること
- 2 東シナ海等の日本沿海域において、鯨類の捕食が漁業に与える影響を調査すること
- 3 イルカの食害による漁業被害の防止対策を行うこと
  - (1) 効果的なイルカ追い払い手法の開発・導入
  - (2) 県・市町・漁業者等が行う被害対策に対する国の支援措置の検討

○イルカの食害によるいか釣り漁業の推定損失金額(H17.12~18.3 長崎県試算)

壱岐	246百万円
対馬	620百万円
計	866百万円

○イルカ被害対策事業の実施状況（平成21年度）



衛星標識装着のためのイルカ捕獲



衛星標識を装着したカマイルカ

## 【1 商業捕鯨について】

### ○早期再開に向けた取組の強化とは

我が国は、商業捕鯨禁止を受け入れた1987年から南極海で鯨類捕獲調査を実施していますが、捕鯨の早期再開は、鯨類に関する科学的知見を集積し、捕鯨に対する国内国外の理解を得ることが必要であり、このためには、反捕鯨団体の妨害活動に屈することなく、鯨類捕獲調査の拡充や鯨食文化の啓発普及の推進などの取組強化が必要です。

(参考) 国の取組状況：南極海鯨類捕獲調査  
北西太平洋鯨類捕獲調査  
全国鯨フォーラムへの後援

本県の取組状況：政府及び関係国会議員への要望活動  
南極海鯨類捕獲調査船の寄港誘致活動  
全国鯨フォーラム2008新上五島への協力・支援

## 【2 漁業影響調査について】

### ○日本沿海域において、鯨類の捕食が漁業に与える影響調査とは

海洋生物のバランスを保ち持続可能な資源利用を図るためには、鯨類の捕食が漁業に与える影響を解明することが重要であり、現在、実施されている北西太平洋鯨類捕獲調査を拡充強化し、調査が行われていない東シナ海等の日本沿海域における漁業影響調査を実施する必要があります。

## 【3 漁業被害の防止対策について】

### ○効果的な追い払い手法の開発・導入とは

本県周辺海域では、来遊するイルカによる漁業への影響増大が懸念されており、漁業資源の保全を図るために、来遊するイルカの追い払いや適切な間引きについて検討する必要があります。

冬季に来遊するイルカによる食害対策として、多数の漁船による追い払いを実施してきましたが、多大な労力に対し効果がない現状にあるため、効果的な追い払い手法の開発・導入が必要です。

### ○県・市町・漁業者等が行うイルカの漁業被害対策に対する国の支援措置とは

イルカによる漁業被害対策として、本県では追い払い、来遊量調査等の独自の取組を実施してきましたが、専門的な知見や技術について、国の技術的・経済的支援が必要です。



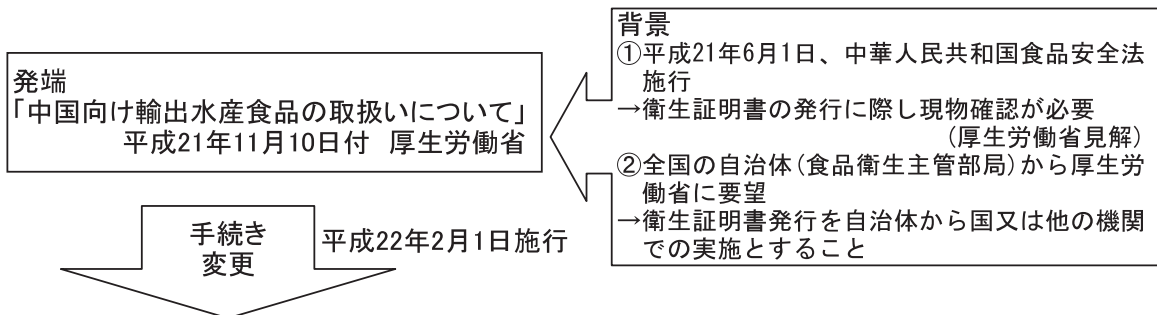
# 中国向け水産物輸出に係る手続きの見直しについて

【厚生労働省、農林水産省】

## 【提案・要望の具体的内容】

中国向け水産食品の輸出が今後とも継続的に発展可能となるよう、手続きについて次のとおり見直すこと

- 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とし、その取扱は、試験成績書に係る検査項目や冷凍加工品の有効期限等改善された点は除き、改正前の旧通知の方法によること



### 主な変更点

- ①衛生証明書の発行機関・・・地方自治体での実施を廃止。  
【従来】自治体  
↓  
【改正後】民間認定機関
- ②衛生証明書発行にあたり、毎回の官能検査(現物確認)を付加  
【従来】試験成績書(鮮魚は年1回、加工品は半年に1回検査)をもとに輸出の都度発行。  
↓  
【改正後】証明書発行機関が輸出の都度、毎回現地で官能検査(現物確認)を行い発行。

### 問題点(平成21年11月10日付厚生労働省文書で発生した課題)と対応結果

- ①本県内での証明書発行機関について、取扱いの施行日である2月1日には間に合わず、体制整備に一定の期間等が必要  
→関係者で、鮮魚について、施行日の延長を要望し、体制整備に係る時間を確保
- ②証明書発行(検査含む)に時間を要し鮮魚輸出に間に合わない懸念  
→輸出者・検査機関・県・市が一体となった管理体制を構築し、輸出の都度の官能検査を省略可能とし、その後(平成22年9月)に毎回の官能検査は輸出者の責任となった。
- ③毎回の官能検査(現物確認)による検査料・旅費等、輸出業者の新たな負担が発生(平成22年9月以降は証明書発行機関による毎回の官能検査は省略可能となった。)  
→当面の間(最長2年)、県が証明書発行機関の体制整備に支援(県内輸出業者の負担軽減)

### 残された問題点

- 本県では、証明書発行機関は長与町に1機関あるのみであり、近隣に証明書発行機関がない地域(県北部や離島)から鮮魚等を輸出する際、衛生証明書の発行が輸出に間に合わないおそれがある。

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・ 国は、平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」で、農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする旨の目標を掲げ、輸出促進の取組支援を行っております。
- ・ また、本県では、水産物の新たな販売先の確保による適正な魚価の形成と漁業生産体制を維持強化するため、平成19年に「長崎県水産物輸出戦略」を策定し、水産物輸出を強力に推進しているところです。
- ・ このような中、平成21年11月に厚生労働省から、水産物輸出の手続きの変更等が県及び関係団体に通知され、平成22年2月1日から運用されています。
- ・ 本制度改正は、輸出実態に即しない内容であり、中国へ水産物輸出を希望する者のうち、近隣に証明書発行機関がない者にとっては、手続きに時間がかかり輸出の妨げとなります。
- ・ このため、国に対し、関係団体が行う中国向け水産物輸出が今後も継続的に発展可能となるよう、手続きの見直しについて要望します。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・ 現在、長崎魚市場からの鮮魚輸出については、近隣に県内唯一の証明書発行機関を利用し、中国向け輸出を継続しておりますが、その他の地域から中国向け鮮魚輸出を行う場合、最寄りに証明書発行機関がないため、証明書の発行が輸出に間に合わないおそれがあり、輸出促進の妨げとなります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とするよう「取扱い」の改正を要望します。なお、官能検査の取扱については、改正前の旧通知の方法によることを望みます。ただし、今回の改正で改善された、試験成績書に係る検査項目の削減や冷凍加工品の有効期限延長等は改正された取扱のとおりとするよう望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 中国向けに水産物を輸出する者或いは輸出を希望する者に対し、最寄りの保健所等で衛生証明書の発行が可能となるため、輸出促進による販路確保の取組により、販売量増加や魚価の安定による生産者へのメリットも期待されます。

# 新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について

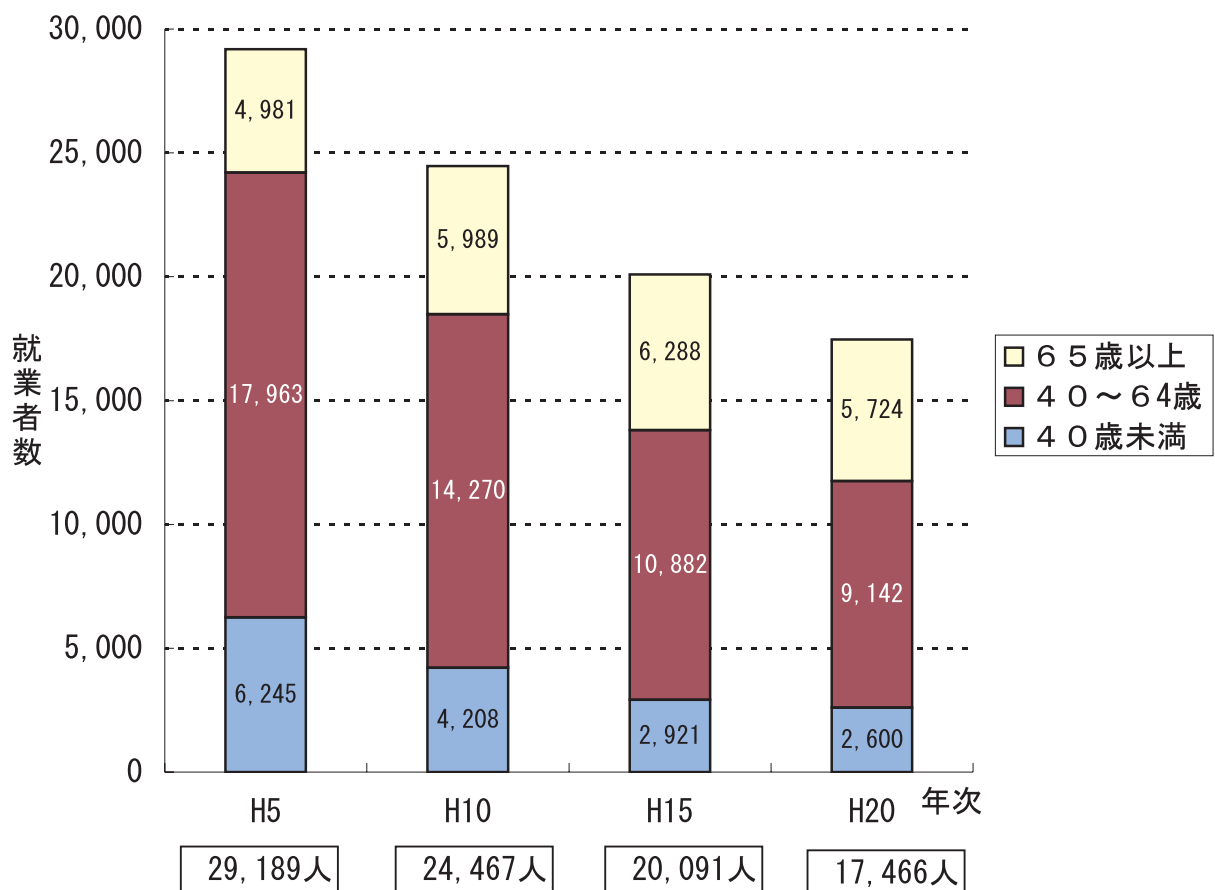
【農林水産省】

## 【提案・要望の具体的内容】

漁業就業者数の減少及び高齢化が進む中、新規漁業就業者の確保・育成は緊急かつ重大な課題である。しかしながら、漁業を始める際の初期費用は高額で、安定的な収入を得るにはかなりの経験年数が必要であり、就業者減少に歯止めがかからないのが現状である。

よって、新規漁業就業者を総合的に支援する制度を早急に創設すること

長崎県漁業就業者数の推移



長崎県における新規就業者数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新規就業者数(人)	169	110	134	147	146	152

**【1 新規漁業就業者の確保・育成は緊急かつ重大な課題 とは】**

雇用情勢等の悪化から、漁業就業への関心が高まっていますが、漁業は自然条件の影響を受けやすく、また、漁業技術の習得には時間がかかることから、収入が不安定になりがちです。

このため、漁業技術習得研修中や着業初期の生活費等を支援することにより、円滑な就業・定着を促進することが重要と考えます。

**【2 新規漁業就業者を総合的に支援する制度 とは】**

長崎県では就業定着の意欲と能力があると市町が認める者に対し、市町が漁業技術研修期間中の生活費を支援（15万円／月、生計を一つにする場合10万円／月、最大24ヶ月）する単独の補助制度（県補助率1／2以内）を設けており、平成23年度末までに66名が利用しています。全国的に漁業就業者が減少する中、国が進める新規就農対策と同様に、漁業就業初期の不安定な生活を緩和するため、研修中（2年以内）や着業後（5年）の生活費等を支援する制度の創設を提案するものです。

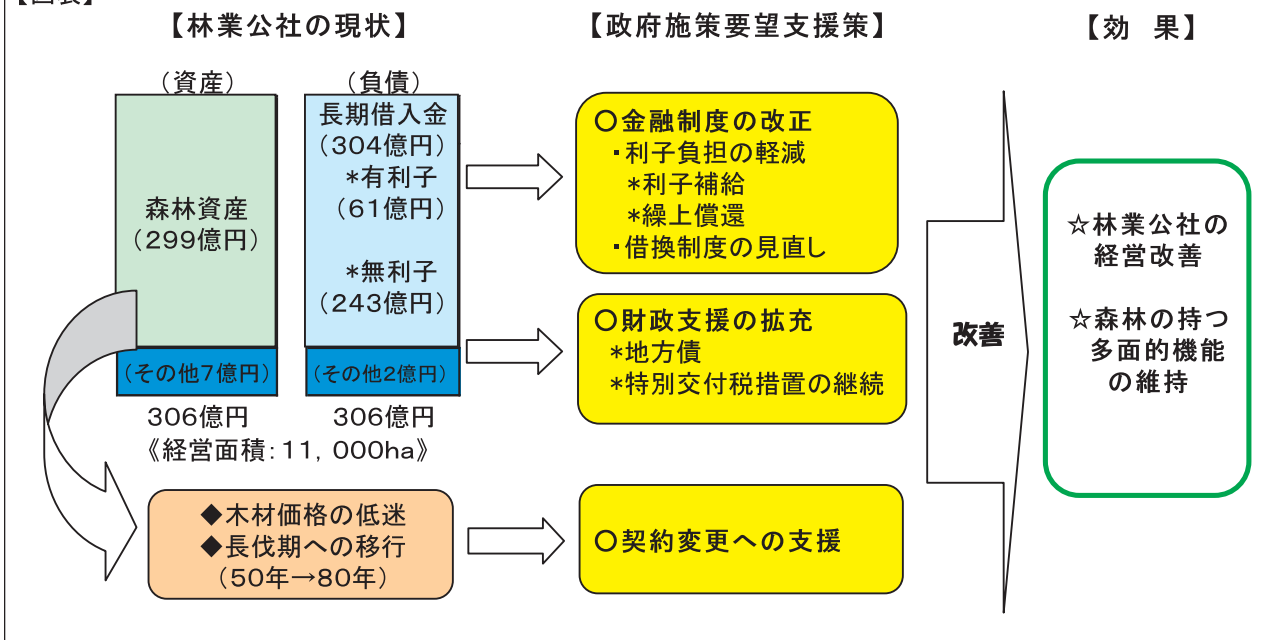
# 林業会社に対する支援制度の拡充について

【総務省、農林水産省、日本政策金融公庫】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 株式会社日本政策金融公庫の融資制度の改正等
  - (1) 利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設
  - (2) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設
  
- 2 契約の長期化などに対応した制度の整備
  - (1) 分取契約の変更を一定以上の権利者の同意により可能とする制度の創設
  - (2) 森林整備法人が行う登記に係る登録免許税の免除
  
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援の拡充
  - (1) 地方債の拡充
  - (2) 特別交付税措置の継続

【図表】



## 【1 株式会社日本政策金融公庫について】

### ○利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金とは

償還円滑化のための資金は、各年度ごとの償還元金の90%を借り換えできる資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りることを条件とした有利子資金であり、借り換えて償還期限を延長しても林業公社の金利負担は増加することになるため、借り換え後の金利負担を軽減する必要があります。

### ○国による利子補給制度の創設とは

償還期間の長期化により林業公社の資金繰りが圧迫される中、公社の利息負担を軽減するため、償還円滑化資金に対し国が利子補給を行う制度の創設を望みます。

### ○高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設とは

日本政策金融公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借入残高がまだ多く残っている現状にあり、その金利負担が林業公社の経営に大きく影響しております。

高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設を望みます。

## 【2 契約の長期化について】

### ○分収契約の変更を一定以上の権利者の同意により可能とする制度の創設とは

共有林の分収林契約においては、一部の土地所有者が未相続・消息不明等になっている場合もあり、変更契約や登記等の手続きが非常に困難となっている状況にあります。

複雑化する権利関係について適確に保全を進めるのはもちろん、円滑な事業推進を図るため、分収林契約の変更を一定以上の権利者の同意により可能とする制度の創設を望みます。

### ○登録免許税の免除とは

現在、林業公社では、長伐期に伴う契約変更、登記事項の変更等を行っており、独立行政法人等と同様に、登録免許税の手数料免除の措置を望みます。

## 【3 森林整備法人の経営安定化等について】

### ○地方債の拡充とは

県が林業公社の経営安定化のために行う貸付金等について、多額の一般財源の確保が厳しいため、起債制度の対象とすることを望みます。

### ○特別交付税の措置とは

県が林業公社の経営安定化のために行う貸付金、補助金について、支払利子相当の1/2が特別交付税の措置がなされていますが、今後とも継続することを望みます。

# 強い経営力を持った農林業経営体の育成に向けた施策の推進について

【農林水産省】

## 【提案・要望の具体的内容】

持続可能な力強い農林業の実現と農山村地域の活性化のため、本県の地域特性に応じたきめ細やかな対応を行うこと

- 1 農業者戸別所得補償制度については、長期的に安定した制度とするとともに、地域の情勢に応じた制度設計とすること。また、水田を有効に活用し地域の独自性を生かせるように、産地資金を増額すること
- 2 農地の利用集積にあたっては、担い手の確保・育成対策と耕作放棄地の再生利用を連動させた施策を講じること
- 3 農地集積協力金については、多様な農業を展開している本県においては、同制度の活用が水田地帯に限られ、畑地帯の野菜や果樹の園芸産地では極めて困難であることから、農業者戸別所得補償制度の加入、未加入にとらわれない制度運用とすること
- 4 所得向上を目指す農業者の経営規模拡大に必要な雇用労働力を安定的に確保するため、地域ごとに自立した、継続性のある労力支援体制の構築を推進すること
- 5 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること、特に、条件が厳しい中国に対して本県特産の柑橘や牛肉など輸出可能品目の拡大を働きかけること
- 6 県域を越えて産地が存在する作目の、長期的国家戦略に基づく育種事業を創設すること

## 【本県農林業の現状】

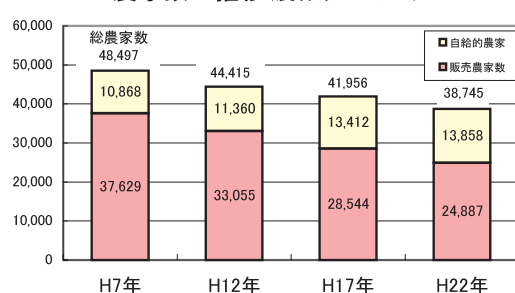
### 1. 立地条件

本県は多くの離島と半島から成り立っているため、海岸線が長く地形が複雑で、急傾斜地が多く、耕地条件には恵まれていない。大消費地から遠隔地にあり、地理的・地形的な条件には恵まれていないが、温暖多雨な気候であり、地域の特性を生かした多様な農林業が展開されている。

### 2. 農家数

平成22年の総農家数は3万8,745戸で、平成17年に比べて3,211戸（8.3%）減少。販売農家数は総農家数の64%を占め、そのうち主業農家は7,901戸で販売農家の32%に当たる。

農家数の推移（農林業センサス）



### 3. 農業就業者

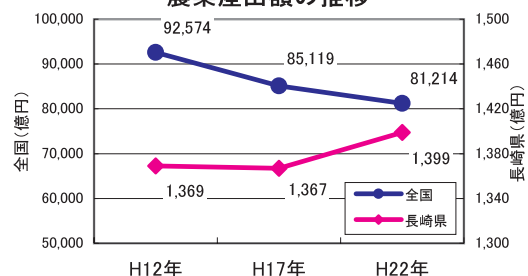
平成22年の農業就業人口は40,936人でこの20年間で半減している。65歳以上の高齢率は55.7%となっており、担い手の確保が大きな課題。22年度の新規就農者数は154人。

### 4. 農業生産

平成22年の農業産出額は1,399億円で、全国的に減少傾向にある中、本県は近年増加傾向で推移している。

(上位品目)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
	肉用牛	ばれいしょ	米	豚	みかん
	174億円	124億円	121億円	114億円	87億円

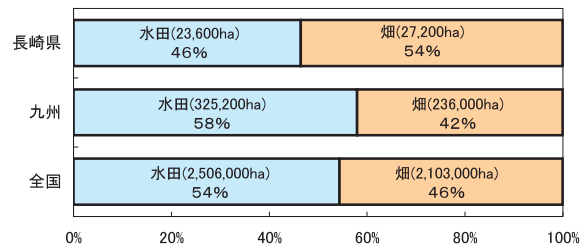
農業産出額の推移



## 5. 耕地面積

平成21年の耕地面積は5万700haで年々減少傾向にある。水田が46.5%、普通畑が39.2%、果樹・茶などの樹園地が13.8%であり、他県に比べ畑の比率が高い。また、急傾斜農地の割合が高く、地形的な制約が大きいこと等により、土地基盤整備が遅れており、一戸当たりの耕地面積も1.21haと小規模である。

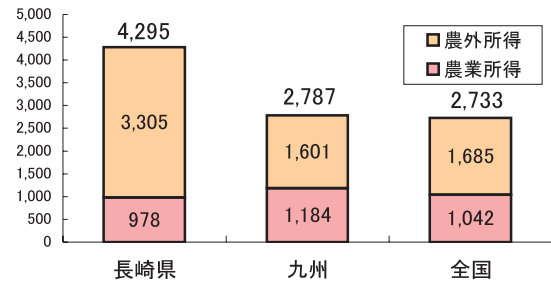
水田・畑別耕地面積(H21年 比率)



## 6. 農業経営

平成21年の農家所得は、1戸当たり4,295千円で、全国平均より高位にあるものの、農業所得は978千円で、全国平均の93.9%と低く、農業依存度は22.8%と全国平均(38.1%)より低い。

農業所得の比較(H21年)



## 7. 本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

- 本県の農林業に従事する世帯員の総所得が、他産業に従事する世帯並かそれ以上の所得を安定的に確保し、職業として農林業に従事することを希望する人が増加している。
- 経営の発展や後継者の確保を目指し法人化を進める経営体が増加するとともに、血縁関係以外の後継者が農林業を継承する体制が構築されている。
- 県民や国民に対し食料を安定的に供給する農地、全ての県民に対し公益的機能による恩恵を与えてきた森林や農山村地域を、農林業に携わる者と県民が一体となって守っている。
- 農山村地域に農林業に関連する新たな雇用の場が創出され、集落を守る人材が確保されている。
- 農林業・農山村の重要性が国民・県民に十分認知され、本県農林業経営体の発展、農山村の活性化に向けて県民が積極的に参加している。

### 【この要望の背景・必要性】

本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、果樹や施設園芸・畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図ってきました。

しかしながら、近年の経済低迷に加え、原油や飼料用穀物等の輸入価格の高止まりなどにより、農業所得は大幅に減少しており、加えて、高齢化や担い手不足等深刻な状況にあります。

このため、平成23年度から「ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、主業農家に農地の集積を図り、規模拡大を進めるとともに、雇用型農業への転換や6次産業化による所得の向上を目指す農業者を重点的に支援し、その実現を図ることとしています。更に、これらの成功事例を情報発信することで、新規就農者の確保・育成を目指すこととしており、本県が目指す強い経営力を持った経営体の育成に支援をお願いします。

### 【強い経営力を持った農林業経営体の育成について】

#### ○農林業を継承できる経営体の増大とは

本県では、地域の特性を活かした農林業や本県で培われた技術等を引き継ぎながら、新たな情勢変化に対応し、魅力にあふれ可能性を秘めた職業として、誇りを持って農林業を営む経営を増大させることとしています。

そのため、県民一人当たりの雇用者報酬と同等の400万円以上の農業所得を確保する経営体を、1,015経営体(平成22年度)から、2,100経営体(平成32年度)まで育成することとしています。

#### ○強い経営力を持った経営体の育成とは

認定農業者の経営改善計画の達成を支援するとともに、雇用型農業への転換に向けて、更に所得向上(農業所得600万円以上)を目指す主業農家を育成し、これらを牽引役として、経営力の底上げ、成功事例の情報発信による、新たな農業後継者の育成・確保を図るものです。



### 【農業者戸別所得補償制度について】

#### ○長期的に安定した制度とは

農業者戸別所得補償制度は、毎年度の予算措置により実施されていますが、農業者が安心して参加できるように、法に基づく制度とするなど将来への継続性を担保する必要があります。

#### ○地域の情勢に応じた制度設計とは

生産費の削減や販売額の増額は、気象条件や圃場条件等により、農家の努力では解消できない部分もあるため、補償額については、全国一律ではなく、条件により補償単価を上乗せする制度とすることを望みます。

#### ○産地資金の増額とは

産地資金は、国からの配分される資金枠の範囲内で、地域の実情に即して、麦・大豆等の生産性向上や地域振興作物生産の取組等支援する交付金となっています。土地利用型農業に加え、果樹や施設園芸・畜産などの多様な農業を展開する本県では、農業経営の安定と生産力の確保を図るために重要な制度であるため、増額を望みます。

### 【農地の利用集積について】

- 本県では、担い手への農地集積目標を定め、耕作放棄地を含めた農地を地域の担い手に効率的に集積するための仕組みづくりに取り組んでいます。特に、耕作放棄地を含む農地を集積する場合には、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し整備・再生に取り組んでいるところであり、引き続き、国の制度の継続を望みます。

### 【農地集積協力金の要件緩和について】

#### ○農地集積協力金の要件緩和とは

市町村が作成した「人・農地プラン」で農地集積に協力する農地の所有者に交付されますが、

- ・戸別所得補償制度の加入者であること。
- ・遊休農地の所有者でないこと。
- ・農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人に全ての自作地を白紙委任すること。

など多くの要件があり、中山間離島半島を多く抱える本県では、対象となる農家が少ない状況にあります。

特に、野菜産地や果樹産地では、戸別所得補償制度への加入が少ないことから、農地の集積を円滑に進めるために柔軟な運用改善を望みます。

### 【地域労力支援システムの構築について】

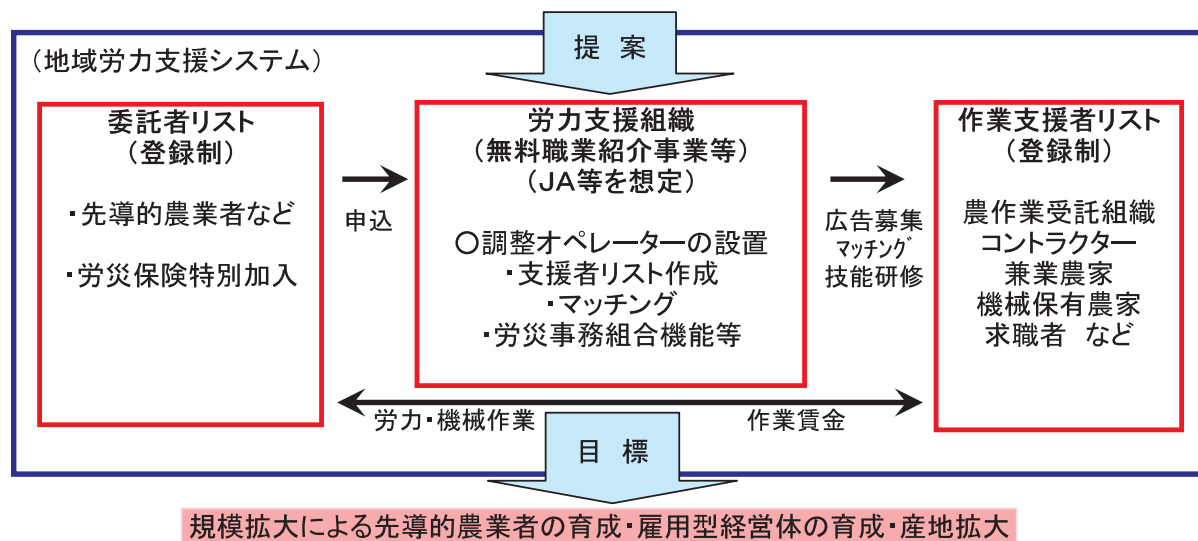
#### ○自立した労力支援システムの構築とは

規模拡大に必要な地域労力を確保するため、地域全体の労力調整を図る仕組みづくりの構築が必要です。

このため、本県では、国の緊急雇用対策基金事業を活用し、就農希望者を農協等で雇用のうえ、労働力が不足している認定農業者等を支援する事業を実施してきましたが、基金の終了に伴い23年度で終了したため、24年度から農協が主体となり必要な労力の安定的な確保に向けて、地域で自立した労力支援システムの構築を支援する事業を県単独で実施しており、こうした取り組みに対する国の支援を望みます。

## ○労力支援システムの例

県・地域雇用労力支援協議会（県、市町、JA等で構成）



## 【農産物の輸出拡大について】

### ○諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけとは

農畜産物を諸外国に輸出するためには、相手国の検疫条件を満たす必要があります。

輸入検疫は、国外から病害虫が侵入し、これらがまん延して農作物に被害を及ぼすことを防ぐために行われる輸入の禁止や輸入農作物等の検査、検査結果に基づく消毒・廃棄等の処理です。

アジア地域のうち、香港やシンガポールへの輸出においては、植物検疫証明書無しで輸出することができますが、その他の国・地域においては、検疫条件が付されています。

日本政府から、諸外国・地域に対し、検疫条件の緩和による輸出解禁が行われるよう要望します。

### ○中国に対する輸出拡大の働きかけとは

特に中国においては、現在、リンゴ、ナシ以外の青果物の輸出が認められておらず、本県特産の柑橘や牛肉等について、政府間の検疫条件の緩和要請・協議に一層取り組み、輸出を可能とするよう働きかけを強化することを強く要望します。

## 【全国的視点で行うべき育種事業の創設について】

○ 現在、バレイショやピワなど県域を越えて産地が存在するものの、国が品種育成を行っていない作目は各県が分担して行っています。本来これらは国家戦略として国ないし独立行政法人が取り組むべき事業ではありますが、立地条件などから独法等での実施が著しく困難なものとして、都道府県に委託していたものです（「指定試験事業」）。

しかし、平成23年度より、（各県との協議もないままに）当事業は廃止され、人件費も含む品種育成の事業費は各県の負担となっています。

○ 品種の育成には長い年月が必要であり、これまでに優良な遺伝資源が各県に蓄積されてきました。しかし厳しい予算状況の中、各県単独での維持は困難を伴い、近い将来その散逸、消滅が懸念されます。

○ 代替措置として「実用技術開発事業」（競争的研究資金）での公募が用意されましたが、採択は不確定であり、採択された場合でも3年という短い事業期間に品種登録などの成果を出すことを求められています。このため、長い育種期間に要する費用の大部分は各県で負担することとなります。また県域を越えた便益のため、県費で負担することに対し、県民の理解が得られにくいと考えます。

○ 以上のことから、国家戦略としての品種育成に対して、国が応分の責任を果たす育種事業の創設を望みます。

# 有害鳥獣による農作物被害防止対策の強化について

【農林水産省、環境省】

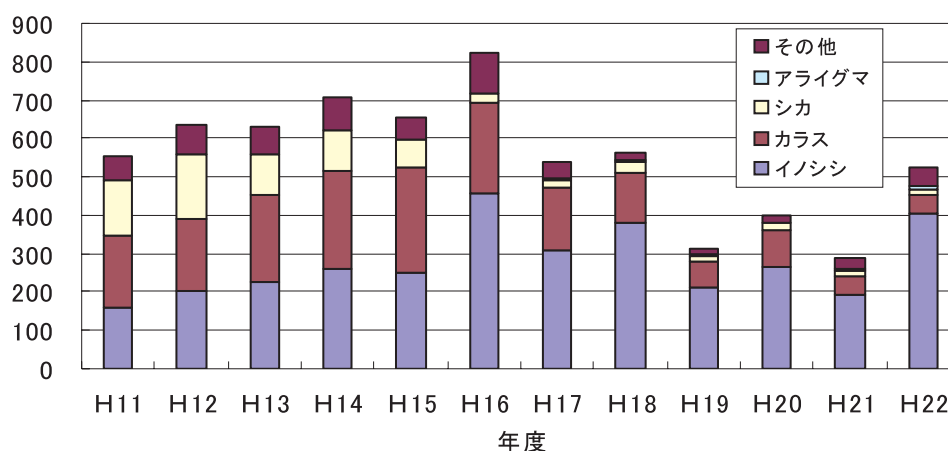
## 【提案・要望の具体的内容】

農作物の被害が拡大していることにあわせて、町中にイノシシが出ることによる人的な被害を防ぐためにも、農村部における被害防止対策を強化すること

- 1 鳥獣被害防止対策を実施するために必要な予算を確保すること
- 2 被害防止のために必要な防護柵の設置について、補助対象となる受益戸数を2戸以上とすること
- 3 捕獲した有害鳥獣の「止めさし」について、銃を使用しない安全かつ簡便な技術を開発すること
- 4 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内においてイノシシ等の鳥獣を捕獲する場合、狩猟免許を受けていなくても、「囲いわな」に限って許可を受けて捕獲できることとなっているが、これに「はこわな」を追加すること

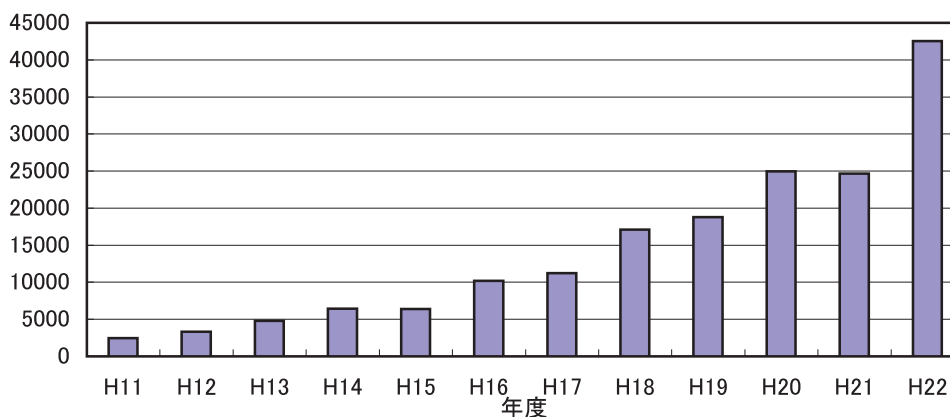
## ■有害鳥獣による農作物被害額の推移

被害額(百万円)



## ■イノシシ捕獲頭数の推移

頭数(頭)



## 【1 必要な予算の確保について】

### ○鳥獣被害防止対策を実施するために必要な予算の確保とは

本県の有害鳥獣による農作物の被害額は、平成16年度以降、減少傾向を示していましたが、平成22年度は約5.3億円と前年度に比べ約81%増加しています。

このため、被害軽減対策として、ワイヤーメッシュ柵を中心とした防護対策をはじめ緩衝帯の整備による棲み分け対策、捕獲機器の整備による捕獲対策の3対策を推進し、平成23年度は約2,000kmの防護柵の整備のほか、約1,000基のわなの整備などを進めています。

しかし、平成23年10月末時点の農作物被害額は、約3.1億円と前年同期に比べ16%程度増加しています。

特にイノシシの生息域の拡大に伴い、被害地域も広がりを見せており、このままでは、営農意欲の低下につながり兼ねない状況であり、引き続き被害対策を推進する必要があるため、防護柵の設置をはじめとする被害防止対策に係る予算の十分な確保を望みます。

## 【2 受益戸数の要件緩和について】

### ○防護柵整備に係る受益戸数を2戸以上とするとは

本県は、離島・半島地域を多く抱え、平地に乏しく、農地が点在する地域が多く見られるなど、厳しい自然条件にあります。

このため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の対象となる受益戸数3戸以上を確保できず、交付金を活用した被害対策が実施できない地区が少なくなく、被害の拡大の要因となっています。

については、交付金を活用した被害防止対策が効果的に推進できるよう、対象受益戸数を2戸以上とするよう採択要件の緩和を望みます。

## 【3 「止めさし」技術の開発について】

### ○銃を使用しない安全かつ簡便な「止めさし」技術の開発とは

平成22年度の本県のイノシシ捕獲頭数は4万3千頭と前年度と比べ72%の増加となっており、これに伴い、捕獲後のイノシシの「止めさし」技術の確立が大きな課題となっています。

これまで、銃による止めさしが広く行なわれてきたところですが、近年、銃猟狩猟免許所持者の減少が顕著となる一方、捕獲対策の推進により捕獲頭数が増加している状況を踏まえ、銃に頼らない安全かつ簡便な「止めさし」技術の開発を望みます。

## 【4 「はこわな」の追加について】

### ○狩猟免許を受けていない農林業者が、事業地内で使用できる猟具に「はこわな」を追加するとは

鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、捕獲対策を推進しており、平成22年度にはイノシシ4万3千頭を捕獲していますが、依然として農地等へのイノシシの出没は収まらず、近年では、市街地周辺に出没ケースも増加しており、捕獲対策の推進は喫緊の課題となっております。

捕獲対策推進のためには捕獲従事者の確保が不可欠ですが、狩猟免許所持者の高齢化等による捕獲従事者減少が懸念されることです。

現在、狩猟免許を受けていない農業者が自らの事業地内で行なう捕獲については「囲いわな」に限って許可を受け捕獲が認められておりますが、本県でのイノシシ捕獲については「はこわな」によるものが「わな」捕獲の80%以上を占めるなど、最も効果的であるとの結果が出ていることから、自らの事業地内で狩猟免許を受けていなくても使用できる猟具に「はこわな」を追加することを望みます。

# まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 九州新幹線西九州ルート及び長崎駅周辺再生整備事業との一体的な事業効果を早期に発現させるため、J R長崎本線連続立体交差事業の整備促進を図ること
- 2 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進を図ること



J R長崎本線連続立体交差事業  
(位置図)



J R長崎本線連続立体交差事業  
(梁川橋踏切付近 完成予想図)



市街地再開発事業  
(栄・常盤地区完成予想図：佐世保市)



市街地再開発事業  
(栄町東西街区完成予想図：諫早市)

### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

#### ・ J R長崎本線連続立体交差事業の整備促進

長崎市を中心とする市街地は、鉄道により東西市街地が分断され、踏切による交通渋滞や事故を引き起こすなど都市活動の阻害要因となっています。そこで、J R長崎本線連続立体交差事業により、鉄道を高架化し、交通渋滞の緩和や交通の安全確保、鉄道で分断された市街地の一体化を図り、市街地全体の発展や賑わいを創出する必要があります。

また、現在検討されている九州新幹線西九州ルート及び長崎駅周辺再生整備事業と、J R長崎本線連続立体交差事業が一体的になり、長崎駅を中心としたまちづくりが進められようとしています。

#### ・ 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

本県の多くの地域では平地が少なく斜面市街地が多いという厳しい土地条件であり、この斜面市街地には老朽木造建築物が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えています。また、限られた平地部分の市街地では、老朽化した低層の商業施設等が密集しています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・ J R長崎本線連続立体交差事業の整備促進

本県の厳しい財政状況においては、公共事業全体の予算が削減される中、円滑な事業進捗を図るには社会資本整備総合交付金などの国の支援を含め、財源を確保することが第一の課題です。財源が確保できない場合、完成時期が遅れるだけでなく、九州新幹線西九州ルート、及び長崎駅周辺再生整備事業、長崎駅周辺土地区画整理事業の進捗にも影響し、市街地の一体化や中心市街地の発展に支障をきたすこととなります。

・ 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

斜面密集市街地では、公共施設が不足し、老朽住宅が密集しているために、防災上等の観点からも住環境の改善を行う必要があります。しかし、平地に比べ多額の費用を要し、継続的な財源確保が難しい状況にあります。

また、平坦地の市街地では、低層で老朽化している建物が多いため、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての機能が低迷し拠点性を失いつつあるため整備が必要です。しかし、整備を行うためには、短期間に多額の財源を確保する必要があるため、地方自治体単独での財源確保が困難な状況です。さらに、市街地再開発組合に対する融資については、地元銀行の融資が非常に厳しい状況にあり、公的機関の融資に依存せざるを得ない状況です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・ J R長崎本線連続立体交差事業の整備促進

J R長崎本線連続立体交差事業を推進するためには多額の事業費が必要となります。本県の厳しい財政状況においては、国の支援なくして、財源確保が難しいため、他事業の進捗へも影響することなく重点的な配分をお願いします。

・ 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進とは

○住宅市街地総合整備事業の今後の予算確保を望みます。

平成25年度以降全体事業費：19,808百万円

国費要望額：8,602百万円

○市街地再開発事業の今後の予算確保を望みます。また、住宅金融支援機構の融資制度のうち、市街地環境の整備・改善に資する事業に対し、計画段階から建設工事・分譲に至るまでの間融資を行うまちづくり関連融資の制度継続及び予算の確保を望みます。

平成25年度以降全体事業費：14,781百万円（補助対象外事業費を含む）

国費要望額：3,458百万円

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・ J R長崎本線連続立体交差事業について、財源が確保されることで、長崎駅周辺の土地区画整理事業と歩調を合わせた整備と早期の完成が実現でき、長崎の玄関口となる都市拠点の整備と良好な都市環境と賑わいの創出、市街地全体の発展を図ることができます。

・ 九州新幹線西九州ルート及び長崎駅周辺再生整備事業の接合点となる長崎駅を、J R長崎本線連続立体交差事業で再整備することにより、長崎がアジアのゲートウェイとなるようなまちづくりの一端を担うようになります。

・ 住宅市街地総合整備事業について12地区の整備が行われ、密集状態の改善、公共施設の整備、防災上の住環境も改善されます。

長崎市（十善寺地区、江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）

佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）

・ 市街地再開発事業について3地区の整備が行われ、中心市街地の活性化が図られます。

佐世保市（栄・常盤地区、塩浜地区）

諫早市（栄町東西街区）

大村市（上駅通り地区）・・・平成24年度完成

# 義務教育に係る確実な財源保障について

【文部科学省】

## 【提案・要望の具体的内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金とともに、地方交付税による調整機能も含め、国において確実に必要な財源が確保されること

### ○義務教育費国庫負担金決算額の推移（非常勤講師報酬分を含む）

（単位：百万円）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23当初	H24当初
義務教育費	34,716	28,993	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,546	22,562
公立養護 学校費	1,612	1,273							
計	36,328	30,266	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,546	22,562



△60億円

△62億円



全国で8,500億円の減額  
方針が示され、そのうち  
4,250億円をH17で減額

国庫負担割合  
1/2→1/3

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- 離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3分の1を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれています。  
国においては、政府の行政刷新会議による事業仕分け結果を踏まえて、国と地方の役割分担の抜本の見直しを行うこととされておりますが、見直しにあたっては「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保できるよう、引き続き国による確実な財源保障が行われる必要があります。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられています。
- 国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準にも格差が生じることとなります。
- 平成21年11月の政府の行政刷新会議による事業仕分けでは、国と地方の役割分担（責任と負担のあり方）についての抜本的な見直しが必要であるという評価がなされました。
- 35人以下学級の推進による教職員定数の改善にあたっては、国において確実に財源措置がなされることが必要です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- 離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在国庫負担金及び地方交付税により、平成23年度の決算ベースで約96%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。  
教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、地方交付税による調整機能とともに、引き続き国において確実な財源保障がなされることを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- 県内どこに住んでいても、憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保されます。



# 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 特別支援教育の充実を図るため、学校教育法等に「特別支援教育支援員」及び「看護師」を明確に位置付け、必要な財源措置を行うこと
  - (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置
  - (2) 特別支援学校における、障害の重度・重複化により医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保のための「看護師」の配置
- 2 障害のある幼児児童生徒の通学環境改善のため、特別支援学校のスクールバス運行に係る経費について、国による財政支援措置を講じること

## ○特別支援教育支援員配置状況 【市町立幼稚園、小・中学校】

区分	配置校（園）数				配置人数			
	幼稚園	小学校	中学校	計	幼稚園	小学校	中学校	計
H21	12	235	73	320	16	267	75	358
H22	17	255	87	359	25	295	96	416
H23	15	261	93	369	31	305	106	442

## ○特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の状況

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
医療的ケアが必要な児童生徒数	66	76	70	97	89
全児童生徒数	1,256	1,294	1,277	1,307	1,359
全体に占める割合	5.3%	5.9%	5.5%	7.4%	6.5%

## ○特別支援学校における看護師の配置状況

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
看護師配置人数	8	8	8	9	9
医療的ケアを受けている児童生徒数	49	63	67	80	73

※長崎県では、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成16年度から「障害のある子どもの医療サポート事業（県単独予算）」を実施し、県立特別支援学校に看護師を配置している。

## ○スクールバス運行学校数及び予算額

学 校 数	スクールバス	
	運 行	運行なし
22校（分校2校、分教室7室含む）	本校7校、分教室1室	本校6校、分校2校、分教室6室
H24年度スクールバス運行予算額	94,311千円	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・平成18年6月に学校教育法が改正され、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、「特別支援教育」を行うことが明記されました。
- ・近年、長崎県においても、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒数が年々増加しており、「特別支援教育」に対する保護者の期待は大きいものがあります。
- ・一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の理念を実現するため、必要な職員の配置を促進する必要があります。
- ・特別支援学校の幼児児童生徒数の増加や障害の重度・重複化の傾向にある中、自宅から通学させたいという保護者の意向が強いことや、保護者の送迎負担が大きいことなどから、通学手段としてスクールバス運行の要請が高まっています。
- ・本県は、離島やへき地などの交通不便地を多く有しており、特別支援教育の地域間格差が生じないようにするためにも通学環境を整備する必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

○特別支援教育支援員

- ・近年、発達障害を含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、幼稚園、小・中学校等の通常学級にも多く在籍しています。
- ・国において、障害のある幼児児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われていますが、市町の厳しい財政状況等から、幼児児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況です。

○看護師

- ・近年、障害の重度・重複化により、医療的ケアが必要な児童生徒が県立特別支援学校に多く在籍しています。  
(注) 医療的ケアとは、たんの吸引や経管栄養、導尿など、日常的、応急的な医療的行為のことを指す。本来であれば、医療的行為については、医師法等の規定により、医師又は医師の指示を受けた看護師しか行うことはできない。ただし、医療的ケアが必要な子どもの保護者は、その行為が許容されている。
- ・長崎県においては、医療的ケアが必要な児童生徒が多い県立特別支援学校8校に12名の看護師を配置していますが、それ以外の学校にも医療的ケアが必要な児童生徒が在籍しており、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のための対策が求められています。

○通学手段の確保

- ・スクールバスは、障害のある幼児児童生徒の通学環境の改善を図るうえで、大変有効な通学手段ですが、運行経費の負担は、都道府県の単独財源であり、大きな財政負担となっています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・特別支援教育の充実のため、次のことを望みます。
  - (1) 重要な役割を持つ「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数措置できるよう学校教育法等で明確に位置付けられ、国の責任において必要な財源が措置されること
  - (2) スクールバスによる通学環境の改善が図られるよう運行経費について、国による財政支援措置を講じること

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・「特別支援教育支援員」や「看護師」が学校教育法等で明確に位置付けられ、必要な財源措置が行われることによって、離島やへき地の学校においても配置が促進され、県内どこに住んでいても、同じような特別支援教育が受けられるようになります。
- ・通学手段の確保により、幼児児童生徒の通学環境が改善され、特別支援教育の機会の充実が図られます。

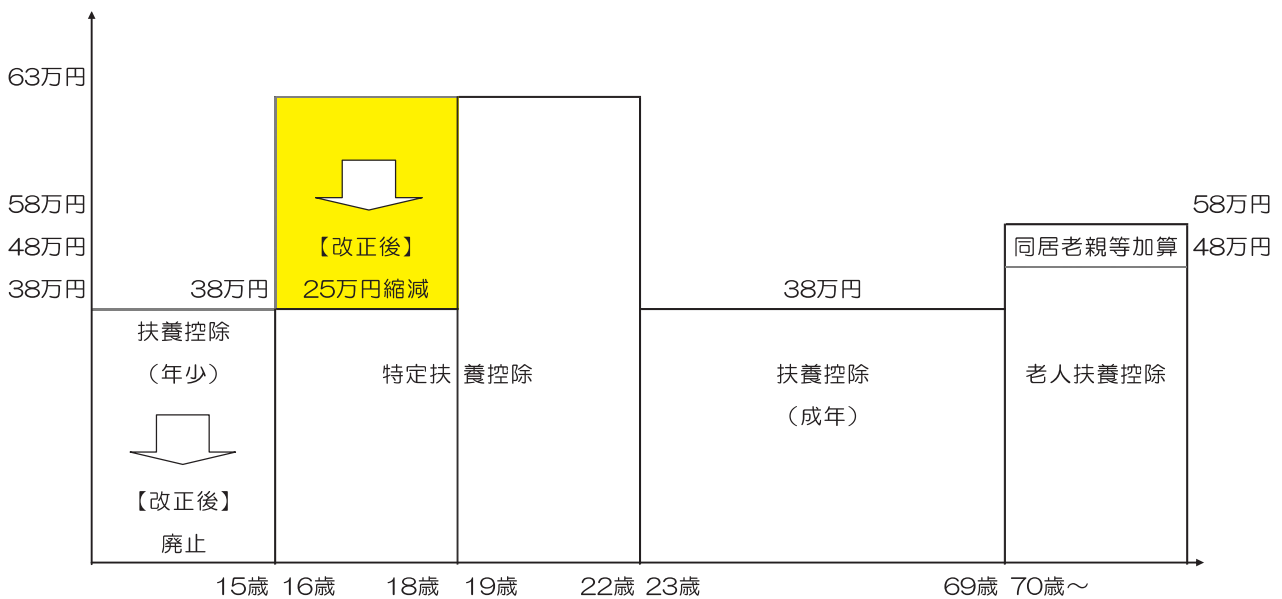
# 特定扶養控除制度縮減による経済的負担増加の是正について

【総務省、文部科学省】

## 【提案・要望の具体的内容】

公立高校の授業料無償化に伴い、平成23年1月から、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する「扶養控除の上乗せ分」が廃止されたことにより、税負担が増える世帯が生じることから制度の見直しを講じること

## ■ 特定扶養控除の見直し



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

公立高校の授業料無償化における県立高校の取組については、平成22年3月議会において、授業料の徴収を規定している「県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）」を改正し、県立高校の授業料を徴収しないこととしています。

公立高校の授業料無償化に伴い、平成23年1月から、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する「扶養控除の上乗せ分」が廃止されたことにより、税負担が増える世帯があります。

- 県立高校授業料年額
  - ・全日制 118,800円
  - ・定時制 32,400円

文部科学省は、「高校生に対する給付型奨学金事業」について、平成24年度概算要求を行いました。が、当初予算案に計上されませんでした。

その代替策として、「高校生修学支援基金」を一部活用し、都道府県が奨学金の増額や返還猶予制度等を整備することによって、低所得者や特定扶養控除見直しによる負担増に対応することとしています。が、奨学金の制度改正に関しては課題が多く、また基金事業は、平成26年度までの時限措置であるなど、抜本的な対策には至っていません。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止  
→公立の全日制高等学校に通う生徒の家庭については、授業料無償化の効果が増税分を上回ります。  
しかし、授業料が低廉な定時制・通信制及び授業料の負担がない特別支援学校高等部の生徒を持つ家庭については、授業料無償化の効果よりも増税分が上回るため、その是正が必要となります。
- ・代替策である奨学金の制度改正の課題について
  - ①低所得者等に対する奨学金について、給付型奨学金と同額分を増額した分は高校生修学支援基金取崩しの対象とされていますが、当該基金取崩しの制度は、平成26年度までの時限措置であり、平成27年度以降は県単独での実施となり、財源確保が難しくなります。
  - ②貸与額の増額（給付型奨学金相当額）については、平成23年度当初から基金取崩しの対応は制度上可能であったが、平成23年度に実施した県はなく、平成24年4月17日時点における文科省調査結果においても、財源確保等の理由により平成24年度実施予定の県はありません。
  - ③平成23年9月に会計検査院から出された検査結果において、本県は将来、現行の奨学金制度を運用していだけでも奨学資金が不足するとの指摘を受けており、貸与額の増額は将来の資金不足を招く恐れがあることは明らかであり、国からの恒久的な財源措置が保障されない限りは実施は困難です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・公立高校の授業料無償化は、本来、家庭の教育費負担を軽減するための制度であるので、この制度の導入に伴う税制改正により負担が増えることになった世帯について、不均衡を是正するための制度の一部見直しを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・税控除の制度見直しにより、授業料が低廉な定時制・通信制及び授業料の負担がない特別支援学校高等部の生徒を持つ家庭については、増税が生じるという不均衡が解消されます。

# 全国学力・学習状況調査について

【文部科学省】

## 【提案・要望の具体的内容】

現在、小学校6年生及び中学校3年生を対象に抽出調査で実施されている全国学力・学習状況調査については、悉皆調査で実施すること

- 本県における調査実施状況は以下のとおりです。  
(調査方法変更後も、全ての公立小・中学校が本調査を学力定着の「検証資料」としている。)

	調査実施状況	備 考
平成19年度	100%の学校で実施	悉皆調査
平成20年度	100%の学校で実施	悉皆調査
平成21年度	100%の学校で実施	悉皆調査
平成22年度	100%の学校で実施	抽出調査による実施：44.1% 希望利用による実施：55.9%
平成23年度		東日本大震災により調査中止
平成24年度	100%の学校で実施予定	抽出調査による実施予定：44.7% 希望利用による実施予定：55.3%

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- 本調査の目的には、「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」「学校における児童生徒への教育指導の充実や改善等に役立てる」ことがあげられています。
- 悉皆調査で実施されていた平成21年度までは、その目的が県内全ての市町、全ての学校全ての児童生徒まで行き届き、学力向上対策の検証軸として有効に機能していました。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- 平成22年度から抽出調査に変更されたため、次のような問題が生じています。
  - ・ 県全体の傾向はある程度把握できるものの、地域や市町別の状況が把握できません。
  - ・ 県全体の平均正答率についても、抽出調査では正確な数値ではなく、例えば、小学校の国語A問題の長崎県の平均正答率は「80.2%～83.5%の中に含まれる」といった形での提示となったため、全国的な状況との比較が正確に行えません。
  - ・ 抽出されなかった学校も希望利用方式により調査に参加することはできるが、希望利用校は「採点、データ入力、集計、分析等」を独自に行わなければならない、教師の負担や新たな財政負担ともなうなど抽出校と希望利用校との間で格差が生じています。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- 全国学力・学習状況調査は、新学習指導要領の趣旨や内容等を踏まえた学力が、児童生徒一人一人にどの程度定着しているかを把握し、個別指導の充実等を図る上で、最も有効な検証機会となるものです。  
よって、本調査は抽出ではなく、悉皆による調査で実施されること（平成21年度までの方法に戻すこと）を強く要望します。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- 国や県の全体的な傾向だけでなく、各市町・学校・児童生徒が正確な調査結果を得ることができま  
す。（全ての児童生徒のための学力調査とすることができます。）
- 全ての学校が、学力の検証・授業改善サイクルの中に本調査をしっかりと位置付け、確かな学力向上のための取組を推進することができます。

# 県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について

【警察庁】

## 【提案・要望の具体的内容】

昨今の厳しい治安情勢を勘案し、更なる治安維持の向上を図るためには、警察官の増員が必要であります。

特に本県は多くの離島を抱え、離島地区に5警察署を設置して治安維持に当たっておりますが、離島署は体制が弱い上、有事の際に警察本部、隣接署等からの早期の応援が困難なため、初動対応の迅速化を図るためには体制の強化が必要であります。

これらを踏まえ、以下の体制強化を図るため、地方警察官増員について要望します。

- 1 暴力団等組織犯罪対策の体制強化
- 2 警察署鑑識体制の強化
- 3 男女間のトラブルに起因する事案対応の体制強化

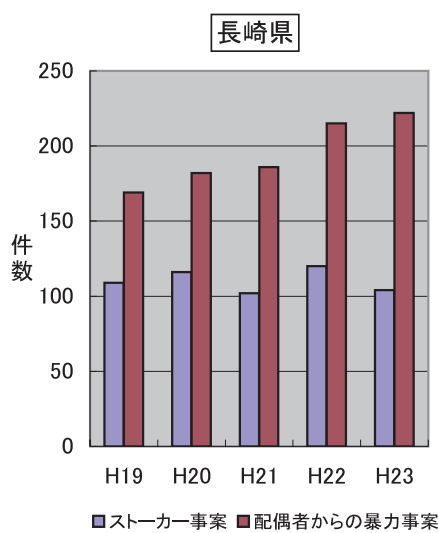
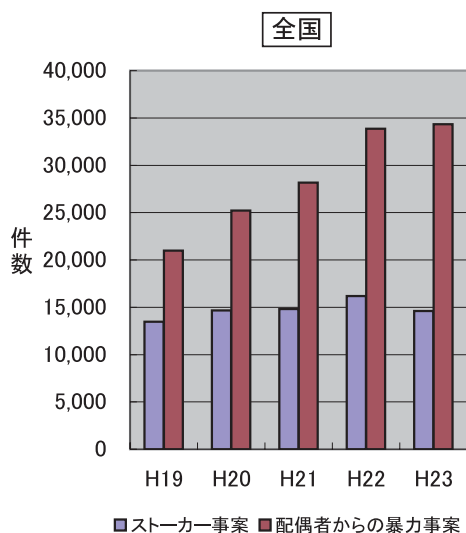
### 市民による暴力団排除活動



### 事件発生現場における鑑識活動



### ストーカー・配偶者からの暴力事案に関する現状



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- 1 暴力団は近年、資金源を獲得するために民事事案へ介入したり、企業活動を偽装し、あるいは共生者を利用して不当要求行為を敢行し、県民の経済活動への侵蝕を強めています。  
また、近隣の福岡県に端を発した「道仁会」と「九州誠道会」の対立抗争では、県民生活の場において堂々と銃器が使用され、一般市民が巻き込まれて誤射殺されるという重大な事件も発生しています。  
これに併せ、国内外においては、犯罪行為の世界的展開という犯罪のグローバル化が進んでおり、国際犯罪組織が我が国に浸透し、治安の新たな脅威となっていることから、これらの動向への対応も求められています。
- 2 裁判員制度の導入や近時の無罪判決を受け、物的証拠収集等の裏付け捜査を徹底する必要性が強まっており、迅速な現場鑑識活動を行い、科学捜査力を一層活用することが犯罪の早期解決や犯罪の確実な立証を実現する上で重要となっています。
- 3 男女間トラブルに起因する相談事案は、状況が急展開して重大事件に発展することがあり、最近では被害当事者だけでなく、遠隔地に居住する家族や親族にまで危害が及ぶ事件も発生しています。ストーカー事案や配偶者からの暴力事案は、全国、本県とも増加傾向にあります。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- 1 地域社会から暴力団を排除するためには、官民が一致団結した活動が不可欠であり、本県では暴力団排除条例を制定してその取組を強化しているところですが、他県ではこうした活動に取り組んでいる住民が暴力団から襲撃される事例も発生しています。  
暴力団排除の機運を失墜させず、今後さらに県民の参加を呼びかけるためにも、住民の保護対策を確実かつ継続的に推進する必要があります。  
また、九州北部一帯に波及している暴力団抗争については未だ収束を見ていません。本県にも両組織の関係事務所があることから、その封圧・検挙対策を推進し、県民が巻き込まれることがないように付近住民の保護対策を継続する必要があります。  
併せて、犯罪のグローバル化に迅速的確に対応するためには、組織横断的な情報収集・分析・捜査体制を確立する必要があります。
- 2 重要犯罪等の発生が急増する夜間帯は当直体制となるため、必ずしも鑑識係員が警察署に常駐していません。また、高度化した鑑識技術を使いこなせなければ、巧妙化する犯罪の物的証拠の採取が不十分となり、被疑者の検挙や裁判での立証が困難になります。
- 3 本県では、認知後速やかにストーカー・配偶者からの暴力事案等に対して法に基づいて事件化や行政措置を講じていますが、近年、被害者等の要望はより多様化し、身辺や住居に対する直接的な警戒を求められることも少なくありません。  
また、最近では被害当事者だけでなく、家族や親族に対する保護対策も重視されており、他県での認知事案であっても、本県に居住する家族等の保護対策をとるケースも増えているなど、この種事案へ適切に対応するためには、県内及び他県の状況を踏まえた上での体制強化が必要です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- 1 暴力団排除活動の推進と、これに関わる住民の保護対策、暴力団抗争事件の封圧・検挙対策等を的確かつ継続的に進める体制を確保するための増員配置を望みます。  
また、正規手続で出入国できない外国人を水際で阻止するとともに、密航ブローカーをはじめとする国際犯罪組織を取り締まる体制を強化するための増員配置を望みます。
- 2 警察署の鑑識体制を強化し、昼夜を問わず犯罪現場等における物的証拠の収集が徹底して行われるような鑑識係員の増員配置を望みます。
- 3 男女間トラブルに起因する事案対応の体制強化、相談者・被害者等の保護対策を徹底するための増員配置を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- 1 住民の保護対策を確実に実施することで、県内における暴力団排除の機運がさらに高まり暴力団壊滅のための礎とすることが可能となります。また、暴力団抗争事件の封圧・検挙を推進することで、無関係の県民がこれに巻き込まれ、負傷するといった危険性が排除されます。  
さらに、国際犯罪組織の取締りを強化することで、県内での犯罪を抑止し、県民の安全を守ることができます。
- 2 鑑識体制の強化により、適正かつ高度な初動捜査が行われ、被疑者の早期検挙や裁判における確実な立証の実現につながります。
- 3 被害者の保護対策を万全にした上で、加害者への対応を適切に行うことにより県民の信頼を確固たるものにすることが出来ます。